

神戸市外国語大学 学術情報リポジトリ

ロシア民法典の編纂：一八八二～一九〇六

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2009-12-25 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 高橋, 一彦, Takahashi, Kazuhiko メールアドレス: 所属:
URL	https://kobe-cufs.repo.nii.ac.jp/records/385

This work is licensed under a Creative Commons Attribution-NonCommercial-ShareAlike 3.0 International License.



ロシア民法典の編纂

——一八八二—一九〇六——

高橋一彦

目次

- 一 問題の所在
 - 2 編纂の論理
- 二 民法集成
 - 1 第一二次編纂事業
 - 2 法史料の「集成」
- 三 民法典
 - 1 起草体制の確立
- 四 起草作業
 - 1 草案準備期
 - 2 スピンオフ作業
 - 3 草案起草期
- 五 草案以後——一つの小括

一 問題の所在

先に筆者は革命前のロシアにおける家族法を扱った文章の中で、一九〇二年に公表された民法草案第二分冊「家族」について言及してきた。¹ 取り上げた主題は離婚、親権、後見、婚外子、夫婦財産制である。もとより、家族法の論点が以上に尽きるわけではなく、草案第二分冊に対しても、これを全体にわたって検討し、そこに描かれた家族像を解明する作業が残されている。こういう課題を意識した上で、本稿ではこの第二分冊を生み出した民法典の編纂事業そのものを検討してみたい。

草案が編まれた帝政末というこの時期は、内外のロシア研究で蓄積がもつとも多い時代であるが、「民法典」という主題では異様なまでに先行の研究が見当たらない。² 同時期の刑法典の編纂についてもまた然りで、そもそも「法」は研究者の関心の対象から長く外れていたように見える。周知のように法律学の側からは、研究者が分析対象に選んだのは社会主義法、すなわちソ連時代の法であり、帝政期を専攻する歴史家も、この時期については政治史がこれまで興味を中心にあつた。この時代は、ロシア革命に代表される華々しい「大きな事件」に事欠かなかつたゆえである。このために、ハイ・ポリティックスと直接結び付かないテーマについては歴史家からは等閑視され、法についてもせいぜいのところが政府内部の、あるいは議会における政府と野党の、「対決法案」のみに光が当たる傾向がある。そもそも、民法典の草案が纏められたという事実が歴史家の間でどの程度まで共有されているものなのか、実のところは覚束ない。

確かに、この草案が遂に成立の機会を持つことなく一九一七年の革命を迎えて流産してしまったことを考えれば、また後述の編纂方針ゆえに内容上もロシアの現実を模したような地味な性格を帯びていたことを想起すれば、草案が人々のさしたる興味を呼ぶことなく今に至っていることは自然ではある。けれども、それがこういう時代性を強く帯びてい

たとするならば、逆に草案というプリズムを通して当時のロシアの生活世界を垣間見ることが可能となろう。換言すれば、民法典は二〇世紀初頭のロシア人が自己の生活空間を如何に表象していたかの見取図ないしはセミ・オフィシャルな記録として⁽⁴⁾、つまりは一つの歴史的な作品として、読むことができる。

作品としての民法典とは、近時、有力に言われる主張である。そしてまた、この草案とほぼ同時期に編纂されたドイツや日本の民法典に関しては、またその当時成立一〇〇年になろうとしていたフランス民法典に関しては、実際に、作品としてのその歴史的意義を追究した貴重な成果が存在する。草案のまま終わったとはいえ、ロシアの民法典編纂を歴史の中に位置づける作業は、比較の対象を増やし、これらの作品の読みを深める上でも有益である。

法典編纂史は法史学の王道を行く主題であって、論点ないし検討課題はすでに自ずと明らかと言つてよい。⁽⁵⁾ 軸をなすのは言つまでもなく、立法の事実過程をフォローする編纂過程論である。そこで如何なる草案が、如何なる論拠で準備され、如何なる人々の審議を受けて最終的にどうなったか。——立法理由の解明には編纂の論理や起草者の思想を押さえることが必要であり、以上の法思想的接近と並んで、法学教育の側面からのアプローチもまた欠かせない。法に固有の専門性を考えれば、立法技術の巧拙は編纂の成否を左右する。法学教育は、この法という専門技術を修得していく過程である。

法案の審議過程を辿る上では、草案を取り巻く社会的・経済的な利害状況の分析が求められる。しかもここでは、通常の立法以上に法典編纂の政治力学に注目する必要があるだろう。畢竟、法律の制定が様々な利害の対立と妥協・調整の過程であつてみれば、法典の編纂とは法律以上に多面的で長期的な、種々の勢力相互の間の合従と連衡のプロセスとなるから。

以上は法典編纂史のいわば古典的問題群であるけれども、現代という時代から法典の歴史的意義を問い掛けるには、

実はこれだけでは不十分である。民法典は私法秩序に安定性と体系性をもたらしたが、グローバル化と科学技術の高度化が進み、変化が激しい現代にあつて「法典」というシステムが時代に対応できるかは、決して自明の事柄ではない。法典編纂という営みは、一九世紀という時代と深く結びついているのかも知れない。とすれば、ロシアのようにポスト社会主義時代になつて改めて民法典の大々的な整備を行なわざるを得なかつた国の、法の歴史における立ち位置もまた問われなければならないだろう。

残念ながら、解明さるべきこれら様々なトピックに比べて、現在明らかになつてゐることは余りに貧しい。アーカイブが散逸していることもあり、編纂資料の整理はなされておらず、最終案の確定までにいくつの案が草されたかも、さらには編纂に参画した人々の氏名ですらも、知られていない状態にある。従つて、帝政時代の民法典編纂史の研究は、埋もれたままの基礎的事実の発掘から取り組んでいく必要がある。そこで以下では先ず最初に、編纂前の私法秩序を概観することから議論を始める(第二章)。第一節では法令情報の整理も兼ねて過去の法典編纂事業を瞥見し、第二節ではその限界を指摘する。続く第三章では民法典編纂の主体について、そのプロフィールや編纂の論理を概括する。第四章は草案起草過程の検討であるが、ここでは今日判明している限りでの編纂資料を掘り起こすことに主眼を置く。そして最後の第五章で、草案確定後の状況を簡単に述べて擲筆としたい。

*

*

*

一 本稿で用いた略称は次のとおりである。

民——一八五七年版『ロシア帝国法律集成』第一〇巻第一部「民法集成」(Свод законов гражданских)。

農——一八六一年二月一九日法「農奴解放法一般規程」(Общее положение о крестьянах, вышедших из крепостной зависи-

мости)。

民法——一八六四年一月二〇日法「民事訴訟法」⁽¹⁾ Устав гражданского судопроизводства⁹。

公証——一八六六年四月一四日法「公証制度に関する規程」⁽¹⁾ Положение о нотариальной части⁹。

民法——民法草案第一分冊「総則」Гражданское уложение。Проект Высочайше учрежденной Редакционной Комиссии по составлению Гражданского Уложения。Кн.1。Положения общие。СПб., 1903⁹。

民法——民法草案第三分冊「物権」Гражданское уложение。Проект Высочайше учрежденной Редакционной Комиссии по составлению Гражданского Уложения。Кн.3。Вещное право。СПб., 1902⁹。

民法——民法草案第四分冊「相続」Гражданское уложение。Проект Высочайше учрежденной Редакционной Комиссии по составлению Гражданского Уложения。Кн.4。аследственное право。СПб., 1902⁹。

民法——民法草案第五分冊「債務」Гражданское уложение。Проект Высочайше учрежденной Редакционной Комиссии по составлению Гражданского Уложения。Кн.5。Обязательства。СПб., 1899⁹。

民法——民法典施行法草案 Проект положений о введении в действие Гражданского Уложения。СПб., 1906⁹。

波民——一八二五年ポーランド王国民法典 Kodeks suwilyny z 1825 roku⁹。チキストは *Pravo suwilyne obowiązujące w guberniach Królestwa polskiego*。Tom - , S. Petersburg, 1875 (Гражданские законы губерний Царства Польского, т. - , СПб., 1875) を使用⁹。

波羅民——一八六四年バルト民法。チキストは *Свод гражданских узаконений губерний Прибалтийских*。Издание 1864 года, со включением статей по Продолжению 1890 года。СПб., [6.r.] を使用⁹。

法令の引用については以下の方式に依る⁹。

ПСЗ——『ロシア帝国法令全書』 Полное собрание законов Российской империи⁽¹⁾。引用の際は法令番号の他、検索の便のため法令裁可の日付を付す。例えば ПСЗ, собр.2, т.8, No.5947, 1833 1/31 とは、一八三三年一月二二日法（『ロシア帝国法令全書』第二輯、第八卷、法令番号第五九四七号）を指す⁹。

СУ——『ロシア政府法令集』 Собрание узаконений и распоряжений правительства, издаваемое при Правительствующем сенате⁹。

(1) 拙稿「ロシア家族法の原像——一九世紀前半の法的家族——」『神戸市外国語大学外国語研究所研究年報』第三九号、二〇〇二年。「ロシア婚姻法の展開——帝政末期のその変容——」『神戸市外国語大学外国語研究所研究年報』第四〇号、

- 二〇〇三年。「近代ロシアの婚外出生」『神戸市外国語大学外国学研究所研究年報』第四一号、二〇〇四年。「近代ロシアの後見法制」『神戸市外国語大学外国学研究所研究年報』第四二号、二〇〇五年。「近代ロシアの親権法」『神戸市外国語大学外国学研究所研究年報』第四三号、二〇〇六年。「帝政ロシアの夫婦別産制」『神戸市外国語大学外国学研究所研究年報』第四五号、二〇〇八年。
- (2) その数少ない例外は、William G. Wagner, *Marriage, Property and Law in Late Imperial Russia*. Oxford, 1994である。ワグナー以前の研究となると、後述する第二章を分析した同時代人ゼーラーの次のモノグラフまで遡ってしまう。
 Wilhelm von Seeler, *Der Entwurf des Russischen Zivilgesetzbuches*. Berlin, 1911.
- (3) このためビジネス・ヒストリーとリーガル・ヒストリーは、今なお内外のロシア史研究でもっとも手薄な領域に止まっている。貧困や福祉といったカレントなテーマすら、ロシア史研究者の間ではかなり特異な観点から取り上げられる傾向がある。特に本国の「福祉」研究では、福祉それ自体への関心が研究史上、最大の空白領域をなすというパラドキシカルな状況が見られる。拙稿「福祉のロシア——帝政末期の『プラーゴトヴォリチェリノスチ』——」『神戸市外国語大学外国学研究所研究年報』第四四号、二〇〇七年、第一章、第四章を参照。
- (4) 同じく「セミ・オフシャル」と言ったのは、草案が結局成立できずに終わったからである。
- (5) 石部雅亮(編)『ドイツ民法典の編纂と法学』九州大学出版会、一九九九年。広中俊雄・星野英一(編)『民法典の百年』第一巻、第四巻、有斐閣、一九九八年。北村一郎(編)『フランス民法典の二〇〇年』有斐閣、二〇〇六年。石井三記(編)『ドイツ・シヴィルの二〇〇年』創文社、二〇〇七年。
- (6) 同じくでは特に次を参考にした。石部雅亮「ドイツ民法典編纂史概説」石部編、前掲書、三二九頁。
- (7) Свод законов Российской империи, издания 1857 года. Т.1 - 15, СПб., 1857.
- (8) ПСЗ, собр.2, т.36, No.36675, 1861 2/19.
- (9) ПСЗ, собр.2, т.39, No.41477, 1864 11/20.
- (10) ПСЗ, собр.2, т.41, No.43186, 1866 4/14.
- (11) Полное собрание законов Российской Империи. Собр.1, Т.1 - 45, СПб., 1830; Собр.2, Т.1 - 55, СПб., 1830 - 84; Собр.3, Т.1 - 33, СПб., 1885 - 1917.
- (12) Собрание узаконений и распоряжений правительства, издаваемое при Правительствующем сенате. СПб., 1863 - 1917.

二 民法集成

1 第一一次編纂事業

改めて説くまでもなく、法典編纂は近世・近代のロシアを通じて、繰り返し間歇的に現れ、試みられた企てであった。一六四九年の『會議法典』Собрание Уложений に取って代わる新しい法典を編む作業は、一七〇〇年の第一回目の試みに始まり、
・ スペランスキーの宰領の下に行なわれた一八二〇年代後半のそれに至るまで、実に一回に及ぶ。無論、これらはその性格も規模も一定ではない。初回、および次回（一七二四）のそれは會議法典の補充という側面が強かったが、スウェーデン法をモデルに新しい法典を作成するとの方針が出された三回目の企図（一七二〇）は、字義のとおりに法典編纂と呼ぶに相応しい。また活動の規模としては、国民各層（貴族身分、都市身分、自由農民）の代表を招いて法典編纂委員会を組織した第八回目の試み（一七六七）が、それまでの中央官僚が主導した編纂方式を改める全く新しい事業となった。^{〔1〕}

奏功した最後の一回目の試みを別とすれば、過去の流産に終わった企画のうちで名高いのは、即位直後の工カチエリーナ二世が招集したこの八度目の法典編纂委員会と、アレクサンドル一世初期の第一〇次法典編纂事業（一八〇三）である。一八〇八年からスペランスキーも参加した右の第一〇次事業では、『ロシア帝国民法典草案』全三部が一八〇一―二二年に発表された。^{〔2〕} ナポレオン法典の翻案に過ぎぬと酷評され、後のスペランスキー失脚の一因となった文書である。但し、そこにはオーストリア一般民法典の影響も見られるから、コード・シヴィルの写しと言つのはためにする主張で、真実ではない。

帝政末の民法典の編纂とは、最終の第一次編纂事業が漸く纏めた民法法令の集成を、世紀転換期という状況を踏まえて一新しようという試みである。後の民法典編纂の歴史的な前提となるこの第一次事業とは、それでは如何なるものだったか。

一回目の編纂事業は、一八二六年一月三一日に、第一〇次法典編纂委員会を解散して、新たに皇帝直属官房第二部を設け、ここに作業を委ねたことに端を発する。³これはニコライ一世が登極の翌月に講じた措置であり、そこにこの事業への彼の意欲と関心が窺われる。しかも、今回の編纂事業は同時に法学教育の組織化を伴っていて、この面からもそれはロシアにおける法の歴史に一つの時代を画することとなった。スペランスキーの建言に基づき、官房第二部で編纂の作業を手伝いながら訓練を積んだ六人の神学アカデミーの学生が、国費でベルリン大学に派遣されたからである。彼らがサヴィニーの法学部で学んだこと、帰国後、彼らが各地の大学で教鞭を執ったことは、かつて別のところで言及した。巨視的に見れば、後の民法典編纂事業はこのとき種を蒔かれたのである。⁴

再び事業を主宰したスペランスキーは、舶来の理念に溺れて現実を無視したと論難された前回の轍を踏まぬよう、作業に当たって慎重であった。⁵ニコライの下問に答えて、彼は次のように法典編纂の方法を言つ。⁶——初めに會議法典以後の全法令を編年順に羅列する。次にここから現在もなお行なわれている規定を採録し、一定の基準に立って配列し直す。最後に以上を資料として、新法典の起草を進める、と。このときの彼の予定では、第一段階の作業に二年、第二段階に数ヶ月、そして最後の狹義の編纂過程に一年を充てる心算だった。

最初の成果が『ロシア帝国法令全書』 Полное собрание законов Российской империи ぶ、一八三〇年に第一輯全四五巻が刊行された。一六四九年の會議法典から一八二五年二月二日の法律まで、合わせて三〇、六〇〇の法令をクロナロジカルに並べている。⁷ 続く第二段階が『ロシア帝国法律集成』 Свод законов Российской империи 全一五

巻で、こちらは三二年に上梓された。⁽⁸⁾これを「法典」[Уложение]ではなく「集成」[Свод (転写)]と呼ぶのは、システムティックな内容とはいえ、法令全書から現行法を抜き出し条文化して、並べ替えたに過ぎないという理由に基づく。撮要対象となったのは、会議法典以降の諸法令、具体的には一八三三年一月一日までの法令で、法律集成全巻の条文の総数は四二、一九八条であった。なお、すでにこのときニコライ一世即位後の法令を集めた法令全書第二輯が刊行中であつたから、⁽⁹⁾この段階では第二輯既刊分の成果も用いられている。

最終第三段階の活動は、ニコライの断に基づき放棄された。このとき皇帝は最後の作業を、「これはどこが抽象的で余りに理論的過ぎる」と感じたという。論者の多くはこの発言に、権力が法で縛られるのを避けようとした専制君主の意思を読み取っている。⁽¹⁰⁾もつとも、スペランスキーの予測が甘く、すでに最初の二つの活動だけで当初予定の作業期間を大きく徒過していたことを考えれば、結果論だが、これが現実的な判断であつた事実も否定はできない。

こうして第一二次の編纂事業は、軟着陸に成功した。一連の活動の締め括りは、一八三三年一月三二日の詔書であつた。⁽¹¹⁾それは法律集成が、一八三五年一月一日を以て法的な効力を持つと声明する。二年の間隔を置いたのは、内容の周知を図るべく余裕を設けたからである。詔書はさらに、一八三三年以降に出された法令による法律集成の改廃については「法律集成追録」[Продолжение свода законов Российской империи]を出し、そこに登載すると述べた。

最初の追録は一八三四年に公刊された。以後は一九一四年まで継続的に出版されたが、刊行の頻度は一定していない。一八六〇年代までは、一八三四〜三八年が年一回、四四〜五八年が年二回、そして五九〜六〇年が年に四回のペースであった。しかしその後はイレギュラーで、次の七〇年代には合計四回しか出なかつた。但し六三年からは、法令の速報を目的として、毎週セナート印刷局が『ロシア政府法令集』[Собрание узаконений и распоряжений

Правительства] を発行している。⁽¹²⁾

言うまでもなく追録を出す目的は、これに基づき法律集成の条文を差し替え、全体を更新していくことであつた。その事始めは一八四二年の改訂で、全巻を一括改訂した法律集成新版が出た。同様の一括改訂は五七年にも実施され、特にこのときの改訂では、新しい刑法典（一八四五年の「刑事刑・矯正刑法典」）の成立を受けて第一五巻の刑事法を全面的に差し替えるなど、全巻にわたり条文の大々的な改廃がある。もつともその後は個別の改訂、すなわち各巻ごとに必要に応じて条文をリニューアルする形式に変わり、全巻通しての包括的な改訂は、これを最後に帝政の崩壊まで行なわれていない。

その後の法律集成刊行史では、一八八五年一月五日の法律が法律集成への収録基準を明確にしたこと¹³⁾、これに基づく一八九二年の改訂で新たに法律集成第一六巻が設けられ、民事・刑事の訴訟法や司法機関設置法など、裁判関係の諸法律を纏めて一つの巻としたことが重要である。最後の措置は、一八六四年一月二〇日の司法改革を受けたもので、司法と行政の分離をつたつた改革の理念に寄り添う形で、司法に関する諸法を合わせ独立の巻を立てたのである。

法律集成一五（六）巻のうち、本稿が論じる民法典の編纂事業と直接的に関わるのは、第一〇巻第一部「民法集成一」(Свод законов гражданских) である。これは四二年と五七年の改訂を経て、一八八七年、一九〇〇年、一九一四年と新版が出た。

法律集成は現行法の体系的な彙纂であるが、現実にはそこに採録されないままの多くの重要法令が存在する。税法の一種という考えから第三巻に収録された徴兵制度を別とすれば、当初から陸海軍の軍事法は除かれた¹⁴⁾。前述の八五年一月五日法の制定までは、教育関係の法令も収められていない。教会法も同様であつて、このことは、民法集成に収録された家族法の外に、家族関係を規律する法規範が存在することを意味している。なぜならば、婚姻は教会法の定めに従い、正規の教会で聖職者により執り行なわれた婚儀に依つて、初めて有効なものとして成立をみるからである。

とりわけ大きな空白は、近世・近代にロシア帝国が併呑した諸地域の法であった。ポーランド法、バルト地方法、ベッサラビア法、カフカース地方法等、これに当たる。何れも帝国の「普通法」*общие законы* との対比において、「地方法」*местные законы* の名で一括される。とは言うものの、地方法と普通法との関係は一樣ではない。一九世紀の半ばを目処に、状況を簡単に整理しよう。¹⁶⁾

第一に、いわゆるロシア化政策により、地方法の効力が否定され普通法が強行されるケースがある。一六世紀のリトアニア条令が行なわれていた西部諸県がその例で、一八四〇年六月二五日の法律によってリトアニア条令は失効し、代わって民法集成が適用された。¹⁷⁾ その後リトアニア条令はチエルニーゴフ、ポルタヴァ両県における特則として、一部が民法集成に取り入れられて残るに過ぎない。例えば民法集成（普通法）は夫婦財産制として完全別産制を法定し、嫁資を女性に特有な財産取得の形態とみて、これを妻の固有財産と定めている（民 第一一〇条）。それゆえ夫は嫁資に対して、何らの権利を有さない。しかるに右の両県では、嫁資を妻の固有財産と規定しつつも、これを夫婦の共同生活を支えるための原資とみなして、リトアニア条令に倣って婚姻の継続中は夫婦が共同で嫁資を所持し利用すると定めるのである（民 第一一二条一項）。¹⁸⁾

同じポーランド・リトアニア連合の旧版図でも、王国領ポーランドの地方法はこれとは異なる経緯を辿った。アレクサンドル一世とナポレオンとの外交交渉の所産であった前身のワルシャワ公国——ポーランド分割の結果プロイセンが領有した土地であり、一七九七年からプロイセン一般ラント法が施行されていた——が、フランス法を継受したからである。一八〇七年のワルシャワ公国憲法がこれを定め、プロイセン法は失効して翌年五月一日からコード・シヴィルが施行された。フランス民事訴訟法（一八〇六）、フランス商法典（一八〇七）もこれに続く。¹⁹⁾

ナポレオンが敗退し、公国がロシア皇帝を国王とするポーランド王国へと再編されたことは、この状況を大きく改め

ることにはならなかった。むしろそこで展開したのは、移植をされたフランス法がポーランドの現実に合わせて改造されていく過程である。大きいものとしては三つ、先ず一八一八年三月二七日のポーランド抵当法が、コード・シヴィル第三編第一章「先取特権および抵当権」の条文を差し替えている。次いで一八二五年六月一三日のポーランド王国民法典が、同じ第一章の他、第一編「人」を全面的に差し替えた。そして最後に、国民のカトリック信仰を背景として、一八三六年三月一八日のポーランド王国婚姻法がコード・シヴィルが持ち込んだ民事婚を廃止するなど、一八二五年の民法典を大改正した⁽²⁰⁾（民法典第五編第一章、第四章および第五章の一部を削除）。

ここに見られるのは、言うなればフランス法の土着化であり、地方法独自の発展である⁽²¹⁾。再び夫婦財産制を例にとると、そこで法定財産制に選ばれたのは完全別産制（民法集成）や嫁資共用制（チエルニーゴフ、ポルタヴァ両県の地方法）は無論のこと、コード・シヴィルの動産後得財産共通制とも異なる、夫管理制である。すなわち、婚姻に因って夫婦の共通財産は生じないが、(i) 妻が婚姻の締結に当たって持参した財産、および、(ii) 婚姻後、相続、贈与その他の偶然的な方法に依り妻が取得した全ての財産を、夫は管理し収益する（波民 第一九二条、第一九三条）。

普通法の強行（地方法の特別法化）とも外国法の土着化とも異なる第三の類型を示すのが、バルト三県の場合である。一八世紀にこの地が帝国に帰属したとき、周知のように、各地域・各都市の支配層は旧来の身分的特権を保持することを認められ、結果、ここでは中世以来の国制がその後も残ることになった。中世に固有の割拠性は、実定法のレベルではドイツ法、教会法、ローマ法、そして固有法が並存する法源の錯綜に表われている。用いられる法令用語も、これを反映してドイツ語、ラテン語、スウェーデン語と一定していない。

併合後にロシア政府が行なったことは、普通法の施行ではなく地方法を確定すること、地方法の体系化、延いてはこれを通じてのバルト三県共通法の創出であった。このため一七二八年以来、五度にわたって地方法の編纂のための委員

会が組織されたが進捗を見ず、結局一八二九年になって、第一二次編纂事業で培ったスキルやノウハウをもとにして、官房第二部が過去の作業を引き継ぐのである。

得られた成果が三部作、『バルト諸県地方法集成』(Свод местных законолений губерний остзейских) である。第一部は公法(統治機構)、第二部は諸身分(貴族、都市民、聖職者)の法に充てられ、四五年七月一日に皇帝の裁可を受けて成立した。⁽²²⁾ 第三部バルト民法は、官房第二部の草案をデルプト大学教授・ブンゲ起草の修正案をこの三県の関係者(行政官や諸身分の代表、法律実務家、大学の教師)に諮るといった手順を踏んで、一八六四年十一月十二日に成立となった。⁽²³⁾ 施行は翌年七月一日である。これも夫婦財産制について確認すると、ここでも完全別産制を採っていない。バルト民法はポーランド法以上に夫権を押し出し、婚姻に因り夫は妻の後見人の地位に立つとする(波羅民 第一条)。この地位に基づき、(i) 婚姻締結時に夫および妻が持参した全ての財産、ならびに、(ii) 婚姻継続中に夫婦が共同してまたはその一方によって取得された財産について、夫はこれを所持し、管理するのである(波羅民 第二条)。

一八二二年のブカレスト条約により、オスマン・トルコから割譲を受けたベッサラビアは、併合以後も地方法が維持された第四の類型を構成する。併合地域の中心をなすのはオスマン帝国が保護下に置いたモルドヴァ公国から得た土地で、すでに良く知られているように、一八世紀の初頭以来、モルドヴァ公にはマヴロコルダト家、モルジ家、カリマキ家など、スルトンに推された有力なファナリオット(コンスタンチノーブルのギリシア人商業貴族)の一族が就いていた。元来がビザンツ文化圏に属する土地とは言え、一八世紀になって、この地でギリシア・ビザンツの文化的影響が以前にも増して強まるのはこのためである。

ロシアがベッサラビアを領有したとき、そこに私法法源として見出したのは、一四世紀にハルメノプロスが編纂した

ビザンツ末期の世俗法集成『ヘクサビプロス』(六巻の書)。ロシアでは『アルメノプロ法典』と呼ばれる、一〇世紀の『バシリカ』(帝法集)から抜粋した『ドニチ法典』(一八一四)、短いものだがモルドヴァ公アレクサンドル・マヴロコルダトの『詔勅集』(二七八五)といった、ビザンツ法であった。ドニチ法典は、モルドヴァ公アレクサンドル・モルジの命でモルドヴァの貴族アンドロナケ・ドニチがこれを纏めてルーマニア語に移したことから、この名がある。モルジはヘクサビプロスの翻訳も進めており、こちらのルーマニア語版は一八〇四年に上梓された。これら一連のビザンツ法は併合以後も効力を保ち、普通法は地方法に欠缺がある場合の補充法として利用されたのである。ヘクサビプロスもドニチ法典も、古典ギリシア語を底本とするロシア語訳が一八三二年に刊行された。⁽²⁵⁾ キシニョーフで出た前者の一八五四年の刊本には、マヴロコルダト詔勅集のロシア語訳も収められている。

夫婦財産制に関しては、ベッサラビアの地方法はビザンツに倣ってローマ法の嫁資制を取る。各配偶者は婚姻後も、その固有財産に関しては引き続き所有権を留保する。但し、妻が持参した嫁資については、婚姻の継続中は夫が管理し収益する。⁽²⁶⁾ これは別産制の変形だが、普通法の完全別産制とは別物である。⁽²⁷⁾

最後に、カフカースではどうだったか。一八〇一年にロシアはカルトリ・カヘティア王国を併合し、四四年にカフカース総督府をチフリスに置いて、ここを経略の枢地とした。旧王国には一八世紀初頭に編まれたヴァフタング六世(二六七五〜一七三七)の法典があり、併合当時はそれがこの地の主たる法源だった。⁽²⁸⁾ 当初、ロシアはこの法典を温存している。一八二五年二月二八日法は、グルジア民法が制定となるまで法典のロシア語版を用いよ、と言つ。⁽²⁹⁾ けれども政府はその後方針を転換して、グルジアにおいて普通法を施行すること、法典からは必要な箇所のみ抜き出した上で『グルジアにおける特則』として法律集成に収めること、つまりは地方法を特別法化することに踏み切った。この結果『ヴァフタング法典』は、先ず一八五九年に東グルジア(旧王国領)、次いで七〇年にミグレリア(西グルジア)で効力を失つ。⁽³⁰⁾

カフカースにおけるイスラム法に対しては、別の模索が展開した。バルト三県と同じように、地方法法の確定を目指してイスラム法集成の編纂が構想されたのである。しかし官房第二部から、法が宗教と結びついたイスラム世界でこうした措置に出ることは、信仰に対する介入と映って住民の不安を煽りかねないとの異論が出され、これにカフカース総督も同調して、編纂計画は頓挫をした。⁽³¹⁾ここでは官房第二部を中心として、シリア派イスラムの法学者の著作を訳出するに止めている。⁽³²⁾

その言語分布と同じように、カフカースは種々の法源が交錯し、共通の地方法を欠く、法においても多元的な空間だった。これに対応してロシアが取った施策にも、地方法の効力の容認、特別法という形での普通法へのその組み入れ、地方法の編纂・確定と、未定に終わった試みも含めて、各地で見られた様々な類型が並行的に現れている。——カフカースでの地方法をめぐる事情は、小括すればこのようになる。

以上警見した如く、『ロシア帝国法律集成』一五（六）巻は一一回、延べ一三〇年の試行錯誤の産物であった。作業に費やされた時間や労力は膨大であって、そのことは為政者が法典編纂に対して寄せた大きな期待を証している。

けれども事業に手間隙掛けたことは、現行法の「集成」としての法律集成の質を保証するものではない。第一に、そこには法律集成の外延（収録法令の範囲）に関わる限界がある。公法・私法の重要部分（軍事法や家族法）はそこから抜け、あるいは一部が収録されるに止まった。そのうえ「帝国」法律集成と称してはいても、ロシア帝国を統べる法がそこで普く拾われていたわけではない。夫婦財産制に見るように帝国の法は地域によって区々としたまま、各地で行なわれていた地方法法は、大半が法律集成の採録対象から外されている。普通法と地方法、地方法と地方法との関係を律する特段の基準も、またこれに関する体系的な法政策も、政府部内に見られなかった。⁽³³⁾

このような法律集成の限界は、集成の外延だけでなくその内包、すなわちそこに収録された条文やその配列の方法に

も瞭然として表われている。節を改め、この点を見よ。

- (1) カッコ内は事業の開始年である。スペランスキーの整理に依って、各事業の実質的な開始年を列記すると、第一回一七〇〇年、第二回一七二四年、第三回一七二〇年、第四回一七二八年、第五回一七三〇年、第六回一七五四年、第七回一七六〇年、第八回一七六七年、第九回一七九七年、第一〇回一八〇四年となる。[M.M.Speransky]. *A Summary of Historical Sketches on the Formation of the Body of the Russian Laws*. St.Petersburg, 1841, pp.6 - 34. (本書は法典編纂史の基本史料 M.M.スペランスキー. 概観 歴史的事実 о Суде законов. СПб., 1833 年同時代人による訳である)。
- (2) Проект Гражданского Уложения Российской империи. Ч. - СПб., 1810 - 12. なお第一〇次法典編纂事業について山本俊朗『アレクサンドル一世時代史の研究』早稲田大学出版部 一九八七年、第六章を参照。
- (3) ПСЗ, собр.2, т.1, No.114, 1826 1/31.
- (4) 拙稿「近代ロシア法学史序説——帝政ロシアの知の断層——」『神戸市外国語大学外国学研究所研究年報』第三六号、一九九九年、一八—一九頁。民法では、この第一世代から R・A・ネウオーリン(ペテルブルク大学教授)が出ている。主著『ロシア民法史』(全三巻、一八五一)は、歴史法学の方法に基づく法源研究、すなわち民法集成の編別に沿って各条文の沿革を訪ねたもので、法源史という新しい分野を開拓して、ロシアにおける民法学の出発点となった。К.Неволин. История российских гражданских законов. Т. - СПб., 1851.
- (5) 今回の法典編纂については、スペランスキーの評価における記述も含めて、文献は多く枚挙に暇がない。代表的なものとして С.В.Пахман. История кодификации гражданского права. Т. , отд. третий, СПб., 1876; П.Майков. Второе отделение Собственной Его Императорского Величества канцелярии, 1826 - 1882. Исторический очерк. Глава , СПб., 1906; M.A.Korff. Изън графа Сперанского. Т. - , СПб., 1861; Marc Raeff. *Mikhail Speransky. Statesman of Imperial Russia. 1772 - 1839. The Hague, 1957*. 40 年代年記など Wiliam Venton Whisenhunt. *In Search of Legality. Mikhail M. Speranski and the Codification of Russian Law*. Boulder, 2001 が出た。
- (6) Raeff, *op. cit.*, pp.323 - 24.
- (7) Полное собрание законов Российской империи. Собр.1, Т.1 - 45, СПб., 1830. 四一巻以降は、索引等の補巻である。

「法令全書」と称するものの、特に一八世紀の法令については未収録のものが多い。

- (8) Свод законов Российской империи, повелением гос. имп. Николая Павловича составленный. Изд. 1832 года. Т. 1 - 15. СПб., 1832.
- (9) Полное собрание законов Российской империи. Собр. 2, Т. 1 - 55, СПб., 1830 - 84. 第二輯（一八三〇〜八四年刊）はニコライ一世およびアレクサンドル二世期の法令六一、九二八件を収めている。これに続いて一八八五年から、アレクサンドル三世およびニコライ二世時代の法令（但し一九二三年二月三日まで）を収録した、第三輯の刊行が始まった（一八一〜一九二三年）。これらの収録件数は、四〇、八四六。 Полное собрание законов Российской империи. Собр. 3, Т. 1 - 33, СПб., 1885 - 1917.
- (10) А.Ф. Бячков. К У-ти летию -го отделения Собственной Е.И.В. Канцелярии // Русская старина, т.15, 1876, стр. 431.
- (11) ПСЗ, собр. 2, т. 8, No. 5947, 1833 1/31.
- (12) Собрание узаконений и распоряжений правительства, издаваемое при Правительствующем сенате. СПб., 1863 - 1917. これは二月革命後も継続され、一九一七年一〇月の革命まで刊行された。一九〇二年から一部と二部に分けられており、二部には企業や団体の定款を収める。
- (13) ПСЗ, собр. 3, т. 5, No. 3261, 1885 11/5. 因みに法令全書についても、同年六月一日の法律（ПСЗ, собр. 3, т. 5, No. 3050, 1885 6/11）で、法令の新しい登載基準が決められた。過去の法令全書には法律以外の行政命令も多く含まれ、また判決のような抽象的・一般的な法規範とは言い難い個別の法的文書も載せられていた。同法は登載の対象からこれらを除いて法令全書を純化しようとしたもので、これは錯綜する法源形態を整頓する努力として注目しなくてはならない。この年に刊行の始まった法令全書第三輯は、この新しい基準に立って編集されている。
- (14) 軍事法の法源は、陸軍が『陸軍法規集成』、海軍が『海軍法規集成』である。陸軍法規集成は一八三八年に刊行され、五九年と六九年に改訂版が出た。以後の刊本はこの六九年版を基礎としており、帝政の崩壊まで五回にわたって増補版が出されている。一方、海軍法規集成は全一八冊の予定で一八八七年に公刊されたが、結局、第一分冊と第二分冊は出版されなかった。既刊分については、分冊ごとの個別の改訂が、一八九九年、一九〇二年、一九一〇年、一九一二年、一九一三年、一九一四年と比較的頻繁になされている。 Свод военных постановлений. Изд. 1838 г. Ч. 1 - 5, СПб., 1838 - 39; Свод морских

поставлений. Изд. 1886 г. Кн.1 - 10, 13 - 18, Спб., 1887 - 90.

- (15) 教会法の法源は宗派によってそれぞれ異なる。ロシア正教の場合には、東方正教会に共通なものとロシア教会固有なもの二種類があつて、前者はヒザンツから伝えられた『舵の書』*Кормчая книга* によつて、また後者は一七二一年の『宗務規定』やその後の宗務院の諸決定によつて代表される。正教以外の宗派では、『法律集成』第一巻第一部『外国キリスト教・異宗教宗務法規集成』に、カトリック、プロテスタント諸派、アルメニア教会、ユタヤ教、イスラム、ラマ教のそれぞれについて、教会の組織法が採録されている。

- (16) 「帝國」ロシアの地方方法を網羅的に論じることが本稿の目的ではなく、以下では後の民法典編纂の際に論議を呼んだ地方のみを取り上げる。従つて、流刑時代のスペランスキーが行政機構の整備に努めたシベリア、あるいはロシア皇帝を大公に戴く自治公国であつたフィンランドでの地方方法には言及しない。本文中述べるように、各地の地方方法に対する政府の対応は様々で単純なロシア化政策では毛頭ないが、こつした差異をもちます要因についてもこゝで触れることはできない。

- (17) ПСЗ, собр.2, т.15, No.13159, 1840 6/25. ЧЕРЛУНИЮФ. ПОЛТАВА両県では、リトアニア条令は一八四三年三月四日法によつて失効した(ПСЗ, собр.2, т.18, No.16585, 1843 3/4)。またリトアニア条令の失効に至る経緯については А.Э.Нольде, *Очерки по истории кодификации местных гражданских законов при графе Сперанском*, Вып.1, Спб., 1906 を参照。後に見るバルト三県と同じく、当初政府は西部諸県でも地方法の編纂を試みたが、一八三〇-三一年のポーランド反乱が残した影響はやはり大きく、結局三〇年代末になつて、リトアニア条令の廃止へと方向転換するのである。

- (18) 詳しくは『帝政ロシアの夫婦別産制』一三一-一四頁、一八頁注4。またリトアニア条令とチエルニユフ、ポルタヴァ両県の地方法の関係については А.Квачевский, *Дипломский статут как источник местного права для губерний черниговской и полтавской* // Журнал гражданского и уголовного права, 1876, кн.4。

- (19) *Вольшьяковское* 公国建国以降のポーランド立法史については Н.М.Рейнке, *Очерки законодательства Царства Польского (1807 - 1881 г.)*, Спб., 1881 が今なお価値を失わない。邦語文献では 鈴木輝二『EUへの道 中東欧における近代法の形成』尚学社、二〇〇四年、第一部第四章、第五章を参照。

- (20) フランス法を受容ないし土着化の成果は、次の法令集で見ることが出来る。一八一八年の抵当法、一五年の民法典、三六年の婚姻法は第一巻に収録され、第一巻には商法典が収められた。Сборник гражданских законов Царства Польского, Т. 1, Варшава, 1869.

- (21) 無論、フランス法の土着化の時期に、普通法を施行する動きが皆無であつたわけではない。一八四一年にフルシャワにセナー卜第九部、第一〇部を設立したことは、裁判所という法適用の場を普通法とリンクさせることで、論理上は地方法を失効させる前提となるものである(ПСЗ, собр. 2, т. 16, No. 14852, 1841 9/6)。だがこの措置は、未だ審級秩序の頂点のみ王国の司法制度をロシアに手繰り寄せたに止まっていた。
- (22) Свод местных узаконений губерний остзейских. Ч. - , СПб., 1845; ПСЗ, собр. 2, т. 20, No. 19146, 1845 7/1. なお第二部に於けるバルト地方法の編纂については、А.Э.Нольде, Очерки по истории кодификации местных гражданских законов при графе Сперанском. Вып. 2, СПб., 1914 が依然、基本の文献である。
- (23) Свод местных узаконений губерний остзейских. Ч. , СПб., 1864; ПСЗ, собр. 2, т. 39, No. 41443, 1864 11/12. フンケとバルト民法については、Д.А.Кассо, Ф.Г.Бунге и остзейское право // Журнал министерства юстиции, 1897, No. 8.
- (24) ヘッサリア地方法については、近年、優れた研究が出た。志田恭子「ロシア帝国の膨張と統合 ポスト・ビザンツ空間とソフのヘッサリア」、北海道大学出版会、二〇〇九年。特にその第四章を参照。
- (25) Перевод Ручной книги законов или так называемого Шестикнижия, собранного оговяду и сокращенного Константином Армениюлом. Ч. - , СПб., 1831; Краткое собрание законов, извлеченных из царских книг, грудями А.Донича изданное. СПб., 1831. 何れも「ヘッサリア地方法」と題された次の私撰法令集が再録しており(アルメノプロ法典については一八五四年の刊本を収める)、現在そのマイクロ・フィッシュ版が市販されている。Местные законы Бессарабии. Одесса, 1908.
- (26) В.И.Синайский, Личное и имущественное положение замужней женщины в гражданском праве. Юрьев, 1910, стр. 248 - 50. ヘッサリアにおける嫁資制については、*・ヘルガメントの研究が現在も基本の文献である*。О.Д.Пергамент. Приданое по бессарабскому праву. Опыт комментария законов Армениюла и Донича. Одесса, 1901.
- (27) ビザンツ法が認めていた嫁資に対する妻の権利の保護に関して、かつてキシニョフの裁判所で、夫が破産したときに妻は他の債権者に優先して夫の財産から弁済を受けることが果たして可能か争われたことがある(一八四三)。このとき議論は拡大し、ヘッサリア地方法の廃止の是非へと飛び火した。しかし一八四七年二月一五日の法律は、アルメノプロ法典(ヘクサビプロス)やトニチ法典、マウロコロダト詔勅集の法源性を確認して終わった。国家評議会はロシア法を補充的な法源と規定し、改めて地方法の効力を認めたのである。(ПСЗ, собр. 2, т. 22, No. 21794, 1847 12/15.)の間の経緯については、志田前掲

書 一六〇—一六三頁を参照)。因みにヘッサラビアでザンツ法が失効するのは、ルーマニアによるヘッサラビア併合(一九一八)を終た一九二八年のことであった。

- (28) ロシア併合期のブルジマ法については、M. Кекелиа. Дрениеруэинские законодательства, суд и судебный процесс (Броуэл поговина - первая поговина XIX в.). Тбилиси, 1986 が優れている。ウマフタング六世の法典は八部からなり(次注を参照)、ウマフタング自身の制定法の他に、モーゼ五書より『出エジプト記』および『申命記』の抜粋、ヒザンツの帝法、アルメニア教会やゲルジア正教会の教会法等を収録する。従って、その性格は統一的・体系的な法典というより、種々の法書を寄せ集めた集成に近い。そのテキストは帝政期以来、現代語訳も含めて度々刊行されているが、右のケケリアの著作から書誌情報を知ることが出来る。

- (29) ПСЗ, собр. 1, т. 40, No. 30272, 1825 2/28. Умафтанг法典のロシア語訳は早くも一八一三年に現れているが、訳出に際して章立てを改め、ウマフタング自身の制定法を先頭に置いた次のものが、公定訳として利用された。Законы грузинские: 1. Законы царя Вахтанга; 2. Законы греческие; 3. Законы армянские; 4. Законы царя Георгия; 5. Законы Агбути; 6. Законы Моисеви; 7. Законы католикоские; 8. Обычай, введенные при грузинских царях законом. [СПб., 1828].
- (30) ПСЗ, собр. 2, т. 34, No. 34980, 1859 10/20; т. 45, No. 48943, 1870 11/23.
- (31) この間の経緯については、Майков, указ. соч., стр. 320 - 22 を参照。イスラム法集成の編纂構想に反対した第二部長官 H・フルードフの一八四六年一月二日付けの意見書や、編纂慎重論を展開したカフカーズ総督 ・ ・ ・ ヴォロンツォーフの惨憺な政治判断も、そこで紹介されている。
- (32) Шераль-Ислам или законы мусльман шиптского вероисповедания. Вып. 1 - 2, СПб., 1862 - 67. 翻訳作業は当時の著名なオリエンタリスト、 ・ ・ ・ カラム・ネクスの指導の下に進められた。
- (33) 「帝国」の統治は、かつてイメージされたような、中央から地方へ、内地から外地へと放射状に広がっていく制度の外延化、一方向的なロシア化ではない。普通法と地方法との関係はより複雑で、本国と外地、また外地と外地の間で繰り返される制度の相互規定と相互浸透の過程である。

2 法史料の「集成」

法律集成の刊行まで、二年数ヶ月という予定表が七年と大幅にズレ込んだのは、一つには、過去の様々な法規範を法令全書に収めるに当たって、何を「法律」として採るべきか個々の具体的ケースについては難しい判断を強いられたこと、そして第二に、右の法令全書を基礎にしてここから現行法を拾っていく次の過程が、予想を越えて遙かに困難だったことに因る。第二段階のこの作業は、現行法の摘録とその再配列からなっている。それが容易でなかったことは、スベラーンスキーが整理した以下の撮要原則から窺えよう。¹⁾

- (i) 法律集成には現行法以外は採録しない。
- (ii) 複数の法令が同一事項を規制している場合は、この中で完全なものを採録する。
- (iii) 採録の際は、オリジナルの法令の文言を極力残す。複数の法令から抜粋する場合は、このうちの主たる法令で用いられている文言を残す。また複数の法令をもとに条文を立てる場合は、その意味はオリジナルの法令を総合的に判断して定める。
- (iv) 長文の法令は短縮する。オリジナルの法令に「規制の概要」「規制の理由」「規制の具体的内容」が述べられているときは、最後の規制内容だけを採録する。
- (v) 同一の規制対象について、異なる内容の法令が存在するときは、最新の法令を採録する。このような抵触が同じ法令の中に見られるときは、直裁を仰ぐ。
- (vi) 作業の終了後、その成果を有識者の校閲に委ねる。具体的には、各省庁に委員会を設置し、その所管事項について、作成された条文の検討に当たらせる。

従って条文の採録に当たっては、単なる「転写」に止まらず、類似の規定を繋ぎ合わせて一つに纏め、あるいは数個

の法令から要点のみを抽出し、新たに条文を起こした例もある。オリジナル法令が、ここでそのまま転写・再生されているとは限らない。「述べて作らず」が原則とは言え、これは当初予定の数ヶ月で処理が可能な事柄ではない。

このようにして確定された条文を再配置する次の作業も、定型的な事務処理に馴染むものとは言えなかった。スベラーンスキーの考えでは、人が人と織りなす関係は「国家的結合」 союз государственный と「市民的結合」 союз гражданский と大別され、何れの結合関係もこれを創り出す「形成法規」 определительные законы と、これを保持する「維持法規」 охранительные законы によって支えられる。それゆえ彼の構想では、実定法は次のように分類される。⁽²⁾

- (一) 国家的結合を作る形成法規 —— 国家基本法。中央・地方の統治機構の組織法。各種の税法。諸身分の権利と義務。
- (二) 国家的結合を作る維持法規 —— 各種の行政法。刑法。
- (三) 市民的結合を作る形成法規 —— 家族法。財産法。
- (四) 市民的結合を作る維持法規 —— 各種の民事手続法。

法律集成一五巻は、ほぼこの構想に沿って配列された。劈頭に国家基本法(第一巻第一部)を置くように、法令全書から収集あるいは編集された各条文は先ず国家的結合から市民的結合、そして形成法規から維持法規という順で並んでいる。例外は国家的結合に関わる維持法規すなわち行政法や刑法で、これは第一三巻乃至第一五巻と掉尾に置かれた。変則的な編成だが、国家的結合に関わる法規というものの、何れも市民的結合の維持にも寄与するから、先に市民的結合の形成法規を論ずるべきだと、スベラーンスキーは言う。⁽³⁾

この結果、私法は法律集成全巻の中央に並んだ。第一〇巻第一部が民法集成、第二部が民事訴訟法集成に充てられている。

表 1 1857年版民法集成

第一分冊	家族の権利および義務 (1 - 384)
第一編	婚姻結合 (1 - 118)
第二編	両親および子の結合ならびに氏族結合 (119 - 211)
第三編	家族秩序における後見と保佐 (212 - 382)
第二分冊	財産権の取得および強化の手續。総論 (383 - 933)
第一編	財産の種類 (383 - 419)
第二編	様々な財産権の性質および範囲 (420 - 695)
第三編	権利の取得および強化。総論 (696 - 933)
第三分冊	財産権の取得および強化の手續。各論 (934 - 1527)
第一編	贈与に因るまたは無償での財産権の取得 (934 - 1103)
第二編	法定相続に因る財産の取得 (1104 - 1373)
第三編	交換および売買に因る財産権の双務的な取得の仕方 (1374 - 1527)
第四分冊	契約に因る債務 (1528 - 2334)
第一編	契約の作成、締結、履行および終了。総論 (1528 - 1553)
第二編	契約および債務の保証。総論 (1554 - 1678)
第三編	財産をめぐる契約に因る債務。各論 (1679 - 2200)
第四編	契約に因る人格的な債務。各論 (2201 - 2334)

括弧内は条文番号。

民法集成は四分冊から構成され、一八五七年版では、「三三四条からなっていた。その編別を表1として掲げよう。内容を簡単に見ておくと、先ず第一分冊「家族の権利および義務」が、三編を以て婚姻、親子、後見を論じる。但し婚姻および離婚は教会の専属的な管轄事項で、これらについては教会法も規制するから、第一分冊に置かれたのはあくまでも形式的意味での家族法である。

次の第二分冊は「財産権の取得および強化の手續 総論」と題され、第一編で様々な財産の区分を扱った後に、第二編で所有権、用益物権——「不完全所有権」と命名されている——、共有、取得時効といった順に、個々の権利の内容について議論する。表題の「財産権の強化」(укрепление прав на имущество)とは些か奇妙な表現だが、帝政時代の法律用語で、ある目的物に対する権利を公の機関を通して公示し確認をすることを指す⁴⁾。この権利の強化の方法を規定したのが、第二分冊第三編である。

第三分冊そして第四分冊は、主に債権法を取り扱う。最初の第三分冊は財産を取得するための方法として、特に贈与(第一編)、相続(第二編)、交換および売買(第三編)を取り上げる。続く第四分冊は契約の成立や終了について論

じた後(第一編)、賃貸借、使用貸借、消費貸借といった貸借契約(第三編)、あるいは雇傭や委任といった労務供給契約についての規定を置く(第四編)。売買や交換は第三分冊、契約総論やその他の典型契約は第四分冊と、契約法は泣き別れしている恰好である。さらに第四分冊では、債権の担保という観点から、人的担保の制度と合わせて、質権、抵当権といった担保物権が扱われた(第二編)。

見られるように、この編別はインスティトゥイオーネン方式を採るコード・シヴィルのそれに近い。それは例えば、最初に財産の種類を論じ、所有権、続いて「不完全な」所有権と、所有権の変容形態に議論を進めた第二分冊、あるいは担保物権を債権法の中に置いた第四分冊などに表われている。とは言うものの、不法行為に関しては第二分冊で規定するなど、全てがナポレオン法典そのままの編別ではない。

とりわけもつとも大きな相違は、コード・シヴィルが「人」と題した最初の編で私権の享有や消滅を論じ、次いで家族のあり方へと進んでいくのと異なつて、民法集成には民事身分に関する一般的な規定がなく、第一分冊が直截に家族法から始まっていることである。法に登場する「身分」とは様々な社会的身分であつて、先に言及したように、スプレーンスキーは「諸身分の権利と義務」を国家的結合に関わる形成法規、すなわち公法の一部と考へていた。法律集成第一〇巻民法集成に先立つて、第九巻「身分法集成」が貴族、聖職者、都市民、自由農民といった個々の社会的身分の権利や義務を定めているのはこのためである。コード・シヴィルに見るような、権利主体としての「人一般」という観念は、そこには未だ窺えない⁶⁾。換言すれば、まさにこういう編別構成が、農奴制下の民法という民法集成の時代性を表現している。

第一分冊の家族法はその第三編「家族秩序における後見と保佐」で、「未成年者の年齢および財産に対する未成年者の権利」と題した一節を設け、ここで初めて未成年者の法律行為という角度から、「人」の能力に言及した(第一章第

一節)。未成年後見に関する条項が同時に無能力者制度の一般則を提供し、第二分冊以下で論じる財産法へと架橋しているわけである。これは変則的な編成であって、契約法の泣き別れ編成と同じように、法技術的には甚だ拙劣という他ない。

こういつた民法集成が抱える種々の欠陥、その使い勝手の悪さについては、講壇・実務の別を問わず、法曹界の広く認めるところであった。⁷⁾ 例えばノヴゴロド県キーロフ郡治安判事会議議長・テュトリューモフは、民法集成全体にわたる欠陥として、条文の持つ旧套性、そこに表現された原則の雑多性、条文相互のさらには同一条文内の文言の抵触、統一的な原則の欠如、そして規定の空白を掲げる。⁸⁾ いくつか例を拾っておくと、相続法で女性が置かれた低い地位は現行の相続法が古いモスクワ国家の相続原理を引き擦っていることの表われとされ(条文の旧套性)、あるいは夫に対する妻の従属義務(民 第一〇七条)を言つ一方で、夫婦各自を自立した二つの法的人格と見て完全別産制(民 第一〇九条)を夫婦財産法に採用するのは、原則の雑多性の一例とされる。また原則の欠如としては、当事者の信仰に依つて適用される基準が異なる婚姻法をテュトリューモフは引き合いに出す。当然ながらこのことは、個々の具体的ケースを論じた細かな規定が雑然とした形で並ぶという、民法集成全体のカズイステイックな性格に繋がる。さらに依るべき原則を欠くゆえに、逆に個別の事案を解決したに過ぎない例が一般則に転用される場合も見られると言つ。⁹⁾

同様の指摘は、後に民法典の起草委員の一人となる・パフマンの著作にも見ることが出来る。彼もまた民法集成の欠陥として、(i) 個々の条文を繋いでいく相互の連関の稀薄性、依つて立つ原則の雑多性、一部の規定は過度に詳しく他方は逆に貧しいという条文の繁簡不斉一、(ii) カズイステイックで一般性を欠く規定、(iii) 訓示や願望、定義を述べたに過ぎないような法的性格を欠く多くの条項、(iv) 条文配列の非体系性、(v) 規定の抵触あるいは空白、そして、(vi) 随所に見られる無理な一般化、の六点を挙げた。¹⁰⁾ さらに各地の実務法曹からは、条文の意図とその表現の間の不一致、原理・

原則の欠如、現代の経済活動にそぐわない多くの条文、人間の相互関係を細部にわたって規定しようとする傾向、民法集成に各地の地方法を組み込んだことで引き起こされた一般則の不明瞭化といった意見が寄せられていた。¹¹⁾

編纂者の公式見解はどうか。次章に述べる民法典起草小委員会は、法曹界の認識を復唱して次のように述べた。「わが国の民法は旧套で、それゆえ衡平さに悖る。種々の原則に立脚するため、実に抵触が多い。多くの重要な問題について条文を欠くが、こついう不十分性が特に感じられるのは、通則的な規定がそこにほとんど見られない点である。しかもわが国の民法には、適切な体系性がない。同じ制度に関わる規定が民法集成の各所に置かれているだけでなく、時には法律集成の他の巻にあたりする。法律の編集も満足が行かず、法律用語も一定していない。このため往々にして、法律の意味がその表現と背馳している」¹²⁾。

ここに挙げられた問題群は、条文の内容に関するトピックと、条文の配列あるいは表現といった立法技術に関わる論点とに大別されよう。しかし、何れの場合もその根幹にあるものは、過去の法令を収集し、六原則に基づいてここから撮要した集成という、そもそもの成立事情である。当然こついう編纂方式では、条文が既往の文言に縛られるため(第三原則)、現実の要請に的確に応えた法規を練ることも、同種の事項を包摂した一般則や全体に跨がる原則を提示することも難しい。如何に重要な制度であっても、過去に対応する法令がないときなどは、その対象が法的な規制の網から洩れてしまふ。しかも集成というこの方法は、過去三世紀の法史料から必要な条項を抜き出していく作業であるから、得られた成果は必然的に個々の法令の寄せ木細工とならざるを得ない。またこのように、成立時期を異にする種々の法規を一つに寄せて集めた以上、条文相互の抵触や原則の欠如は免れ難い。

約言すれば、民法集成が抱える問題点の大半は、過去の法史料の集成というその編纂事情に起因していた。¹³⁾ スペラーンスキーが当初工程を変更し、集成を資料に進める予定の第三段階¹⁴⁾ 法典化作業を放棄したことの、これは帰結だった

のである。この意味で、民法集成に代えて民法典を編むことは、中断された第一二次編纂事業を受け継ぎ完成させる企図であり、何時か改めて対処するべき政策課題に他ならなかった。積み残された懸案事項が、それでは如何に扱われたか。——民法典の起草過程を、以下の二章で眺めてみよう。

- (1) *A Summary of Historical Sketches*, pp. 90 - 97. スペランスキーは八項目の編纂原則を掲げているが、第二段階の作業に関わる原則は本文に述べた六項目である。残りの原則は、法律集成を纏めた後に西部諸県とバルト三県の地方の編纂に取り掛かること、そして法律集成の追録を刊行することの二つであった。
- (2) *Ibid.*, pp. 99 - 110.
- (3) *Ibid.*, p. 110, n.
- (4) ・ シェルシエネーヴィチの定義に依る。Г. Ф. Шершеневич, Учебник русского гражданского права (по изданию 1907 г.). М., 1995, стр. 143.
- (5) 不法行為法を収録した民法集成第二分冊は、「財産および所有権の様々な変容」と題されコード・シヴィル第一編に対応している。しかしコード・シヴィルでは、不法行為は「合意なしに形成される約務」として、第三編「所有権を取得する様々な仕方」の中で、契約と並んで規定される。
- (6) この点で興味深いのは、・ カラムジンのスペランスキー批判である。第一〇次編纂事業の成果であった『ロシア帝国民法典草案（前節注2）をコード・シヴィルの翻訳と呼ぶカラムジンは、次のように言う。「ロシア民法典を私権の章から始めることは適切だろうか。ロシアにはこれまで私権などなかったし、現在もない。われわれにあるのは政治的権利、すなわち個々の身分の権利だけである。わが国には貴族、商人、町人、農民等がいて、この人々は皆それぞれの権利を享有している。しかしロシア人と呼ばれることを別にすれば、この人々に共通の権利はない」(Richard Pipes, *Karamzin's Memoir on Ancient and Modern Russia. A Translation and Analysis*. New York, 1986, p. 185)。
- (7) 民法集成の欠陥については、本文で述べるテュトリューモフやパフマンの議論の他に、それぞれの分冊ごとに問題点の分析を進めたК・ズミルロフの次の長大な論文が重要である。К. Змирилов, О недостатках наших гражданских законов // Журнал гражданского и уголовного права, 1882, кн. 8, 9; 1883, кн. 1, 2, 3, 5, 6, 7, 8, 9, 10; 1884, кн. 1, 5, 6; 1885,

- kn.3, 4, 6, 7, 8, 10, 1886, kn.2, 5, 10, 1887, kn.9.
- (8) Игорь Тютрюмов. По поводу пересмотра и кодификации гражданских законов // Русское богатство, 1884, No.3, 4, 5-6. そのエッセンスは、民法集成の諸問題について各地の実務法曹の見解を拾った『現行民法の欠陥』でも展開された。Zamechani o nedostatkakh deystvuyushchikh grazhdanskikh zakonov. СПб., 1891, No.1, стр.1-8.
- (9) 田澤伸三(田澤伸三) Тютрюмов, указ. статья // Русское богатство, 1884, No.5-6, стр.122-25' 雑多伸三(田澤伸三) там же // Русское богатство, 1884, No.4, стр.455-57' 原則の欠陥(田澤伸三) там же // Русское богатство, 1884, No.4, стр.461-65' カズニステックな条文や短絡的な一般化は там же // Русское богатство, 1884, No.3, стр.693; Замечания, No.1, стр.6'
- (10) Пахман. Указ. соч., т. , стр.19-20.
- (11) Замечания, No.2-13, стр.9-14.
- (12) Гражданское уложение. Проект Высочайше учрежденной Редакционной Редакционной Комиссии по составлению Гражданского Уложения, с объяснениями. Kn.5. Обязательства. Т.1, СПб., 1899, стр. .
- (13) 民法集成の欠陥は「何世紀にもわたって出された法令を、必要な調整、修正、補足もなしに一つに集めた」ことに由来すると起草小委員会は総括している。 Там же, стр. .

三 民 法 典

1 起草体制の確立

中断された法典化事業の再開が法曹界のアジェンダとして浮上するのは、一八六〇年代であった。転機は一八六四

年の司法改革に求められる。手続法を刷新した新制度の下、今後如何なる実体法を適用すべきか、問題が自覚されたのである。——わが国の法律は不完全で正確さに欠け、扱われるのは大部分が個別のケースで一般的なルールではない。しかも同一の事柄が様々な個所で規定されるなど、体系性に甚だ乏しい。従つて、「新しい集成の刊行が、それとも法典の刊行か。これは現下の緊急課題の一つである」。¹ ・カウエーリンは、「ペテルブルク報知」に寄せた一八六三年の論説記事で、このように述べた。¹

官房第二部は一八六五年に皇帝に対して契約法（民法集成第四分冊）の大改正の必要を建言しており、実際、六九年にはこのための委員会も生まれている。² しかし政府がこれをも含む民法集成全体の見直しを決意するのは、それより後の八〇年代初頭であつた。その間に、一八六四年の裁判諸法はバルト三県を除くヨーロッパ・ロシアとカフカースで、すでに施行を済ませている。実体法と手続法との齟齬は拡大していった。³

出発点となつたのは、アレクサンドル三世の八二年五月一二日の命令である。法相 ・ナボコフの建議に基づき、司法省に現行の民法集成の全面的な見直しと新しい民法典の起草とを命じたもので、それは大略、次のような内容であつた。⁴

- (i) 司法省に民法典編纂のための特別委員会 *Особый комитет* を設置する。法相を以て議長に充て、実務と講学に通じた者を委員に任じる。民事法に関する過去の立法資料は、全てこの委員会に引き渡される。
- (ii) 特別委員会の委員の中から、起草小委員会 *Редaktionная комиссия* を選び、原案およびその理由書の作成に当たらせる。起草作業に専念できるよう、起草小委員会の委員は他の職務を免除される。
- (iii) 特別委員会、起草小委員会はその審議に司法官、民法の教授、その他の有識者を招くことができる。
- (iv) 起草小委員会の活動成果は印刷に付して公開し、有識者および関係の機関に送付してその意見を求める。その際は提出の期限

を定めることとする。

(v) 起草小委員会の確定案は、全ての起草作業の終了の後に、または起草が終了した部分ごとに、理由書と合わせて特別委員会に送付され、審議に付される。

(vi) 特別委員会が纏めた案は印刷に付し、関係の官庁に送付して、六ヶ月を期限にその意見を求める。

(vii) 特別委員会は寄せられた意見をもとに民法草案最終案を確定し、国家評議会に上程する。

(viii) 最終案の上程と同時に、特別委員会は「ロシア帝国法律集成」で改廃が必要となる箇所について意見を纏め、国家評議会に提出する。

「起草小委員会 特別委員会 国家評議会」という作業手順は、前年四月の皇帝の命で開始された新しい刑法典の編纂方針に倣っている。⁽⁵⁾ こちらと同じく、二つの委員会は皇帝直属官房第二部ではなく司法省の下に置かれた。八二年一月二三日の法律により、第二部は国家評議会法律編集部へと改組され、法律の立案機能を失っていたからである。⁽⁶⁾ 作業の中核を司法省に実務法曹が担ったことは帝政末の法典編纂の特徴だが、そこに法制官僚に求められる質の転換が見られることはかつて別のところですでに述べた。⁽⁷⁾

五月の皇帝命令から半年後の一八八二年一〇月、ナボコフは各地の法学教育施設や司法機関に合わせて九つの回状を送り、協力を要請した。⁽⁸⁾ 最初の二つは帝国大学総長（回状第一号）と法学教育施設の長（回状第二号）に宛てて、未だ手稿のものも含めてこれら學術機関における研究成果を特別委員会に送付すること、そして発行部数が少ないために見落とされがちな重要文献を指摘することを依頼している。その目的は、(一) 現行民法（民法集成）の欠陥や空白部分を明らかにすること、(二) 現行民法の見直しのための資料の収集を進めること、(三) 新しい民法典の体系と、そこに盛り込まれるべき一般的な原則を明らかにすること、である。続く回状第三号は、各地の法律協会の長に対して、立法資料の収集につい

て協力を呼び掛け、協会の学術大会で行なわれた報告や討論の模様を特別委員会に伝えてくれるよう求めた。⁽⁹⁾

第四号以下は、法律実務家に宛てた回状である。先ず第四号回状は、セナート評定官に向けて、現行民法の見直しに参加するよう要請している。狙いは右の()、()二つの項目に加えて()項については触れられていない、この草案で答えておくべき実務上の必要事項を明らかにすること、そして草案に盛り込まれるべき原則を明らかにすることである。⁽¹⁰⁾

この要請は抽象的だが、法適用の現場に向けて発せられた第五号以下の回状では諮問事項が具体的に、立法者の関心の在り処がより明瞭に示されている。回状第五号(セナート上席検事宛)、第六号(控訴院長宛)、第七号(地方裁判所所長宛)、第八号(民刑合同院、商事裁判所、その他の裁判所の長宛)⁽¹¹⁾は、以下の事項について各地の実務家たちの回答を求めた。⁽¹²⁾

A 説明が必要な事項

- (i) 如何なる点に現行民法の空白や欠陥が認められるか。
 - (ii) 現代の要求にそぐわず窮屈であると感じられる条項に対し、私人が契約あるいは遺言といった手段を用いてこれらの適用を回避しようとする傾向は、どの程度に、また特にどの分野で、認められるか。
 - (iii) 法の欠缺がある場合に、裁判所は如何なる法の一般則に依拠して裁判を行なっているか。⁽¹³⁾
 - (iv) 法の定めに従って、判決では如何なる地域的慣習が適用されているか。
- B 問題の解決のため、資料の収集が必要な事項
- (v) 後見制度の運用実態に関する資料。
 - (vi) 遺言の作成や遺産分割に関する資料。
 - (vii) 債務履行の担保に関する資料。
 - (viii) 法に規定のない財産の所有形態や利用形態に関する資料。

一九〇三、・・・ゴルベフ（一八四二〜一九一八）、・・・ゴレヴィーンスキー（一八三四？）、・・・カルニツキー（一八四〇〜一九二四）、・・・クニリム（一八三七〜一九〇七）、・・・ルキヤーノフ（一八三四〜一九〇五）、
 ・・・リュボシチーンスキー（一八一九〜八九）、・・・マルイシエフ（一八四二〜一九〇七）、・・・パフマン（一八二五〜一九一〇）、・・・ポベドノースツェフ（一八二七〜一九〇七）、・・・スタリーツキー（一八二五〜九九）、
 ・・・フリシユ（一八三三〜一九〇七）の二二人であった。¹⁹ 議長の名ボコフ（一八二六〜一九〇四）を加えた一三人の年齢構成を見てみると、一八二〇年代の生まれが一人、二〇年代が四人、三〇年代が四人、四〇年代が四人、すなわち中核は青年期に司法改革を体験したミドル・エイジの層である。委員中、講演出身者は、ゴレヴィーンスキー（ワルシャワ大学、マルイシエフ（ペテルブルク大学）、パフマン（ペテルブルク大学、ポベドノースツェフ（モスクワ大学）の四人だったが、当時のポベドノースツェフは学者というより政治家であり、ゴレヴィーンスキーにはワルシャワ控訴院の部長という経歴があつて、実務経験が皆無とは言えない。従つて純然たる学者出身者は、パフマン、マルイシエフの二人に止まる。²⁰ 民法典の編纂は、年齢的には中堅の実務家主体で進められたのである。

二六日の会議では、特別委員会から選ばれる起草小委員会の議長にスタリーツキー、代理にクニリムが就くことが内定した。他の小委員会メンバーの選出は五月三二日で、この日ゴレヴィーンスキー、ゴルベフ、カルニツキー、ルキヤーノフ、パフマンの五人が互選された。²¹ その後一九〇六年一月の解散までに、小委員会は延べ一三人の委員の補充を行なつたが、うち一名は議長の・・・スタリーツキー（一八二〇〜一九〇〇）である。その間、小委員会には中途退任者七名、死亡退任者五名の異動があり、解散時の構成員は議長以下八人であった。²² 当初メンバーの中では、パフマンとカルニツキーの二人が残っている。但しパフマンは、小委員会の議事に実際のところは加わっていない。²³ 理由は詳らかでないが、彼は難航した手形法の改正（一九〇二年五月二七日法）に最終段階で深く関わっているので、恐ら

くはこちらに忙殺されたのであろう。⁽²⁴⁾

小委員会議長のポストは八三年三月にスタリーツキーが転出して、その後、スタヤーノフスキー（任 一八八三—一九〇〇）、クニリーム（任 一九〇〇—〇四）、カルニーツキー（任 一九〇四—〇六）と移った。⁽²⁵⁾ スタヤーノフスキーは司法改革時の司法次官で一九世紀後半のロシアが生んだ最大の法制官僚だったが、八四年から国家評議会民事宗教問題部長に就いていたので、細部にわたる関与はしていない。彼の役割は起草作業を進んでリードすることよりも、有力な法曹政治家として、小委員会の活動が外から妨害を受けないように、これを庇護することにあつたと言われる。⁽²⁶⁾ 代わって小委員会を指導したのはクニリームで、その彼が一九〇一年一月に卒中に因り倒れた後は、カルニーツキーがこの役割を引き継いだ。一九〇〇年二月一七日議長代理、一九〇四年二月八日議長というのが、カルニーツキーの履歴である。

七人の起草小委員会オリジナル・メンバーの就任時の平均年齢は四八・五歳、貴族身分五、商人身分一、不明一という身分構成であつた。信仰については、正教三、ルター派一（クニリーム）、カトリック一（カルニーツキー）、不明が二で、事実上の初代議長スタヤーノフスキーが正教徒だから、帝政期のキリスト教主要三宗派が順に議長を出した恰好になる。⁽²⁷⁾ 以上の七人に、スタヤーノフスキーを加えた各委員の就任時における履歴を摘記しておく。

- (i) ・ ・ ・ スタリーツキー⁽²⁸⁾（一八二五—九九）——二等官。国家評議会議員、国家評議会法律編集部部长。帝立法学校卒（一八四五）。チフリス控訴院長（一八六六—七三）。
- (ii) ・ ・ ・ ゴレヴィーンズキー⁽²⁹⁾（一八三四—？）——三等官。法学博士。ワルシャワ大学教授、ワルシャワ控訴院部長。ペテルブルク大学卒（一八五九）。主著『ポーランド王国における夫婦財産関係』（一八六一）、『債務の発生と分割』（一八六八）。
- (iii) ・ ・ ・ ゴールベフ⁽³⁰⁾（一八四一—一九一八）——三等官。セナート民事破産部評定官。帝立法学校卒（一八六〇）。

表2 起草委員のプロフィール [単位：人 (%)]

	当初委員	追加委員	総計
出身身分			
實 族	5 (71)	6 (46)	11 (55)
官 吏 の 子	0 (0)	1 (8)	1 (5)
商 人	1 (14)	3 (23)	4 (20)
聖 職 者	0 (0)	2 (15)	2 (10)
町 人	0 (0)	1 (8)	1 (5)
不 明	1 (14)	0 (0)	1 (5)
信仰			
正 教	3 (43)	8 (62)	11 (55)
ル タ ー 派	1 (14)	3 (23)	4 (20)
カ ト リ ッ ク	1 (14)	0 (0)	1 (5)
不 明	2 (29)	2 (15)	4 (20)
学歴			
帝 立 法 学 校	3 (43)	2 (15)	5 (25)
大 学	4 (57)	10 (77)	14 (70)
アレクサンドル・リツェイ	0 (0)	1 (8)	1 (5)
セナート民事破毀部での勤務歴			
有	5 (71)	11 (85)	16 (80)
無	2 (29)	2 (15)	4 (20)
土地所有の有無*			
有	2 (29)	2 (15)	4 (20)
無	7 (71)	11 (85)	16 (80)
計	7(100)	13(100)	20(100)

* 両親が土地を所有する場合を含む。

典拠：William G. Wagner, *Marriage, Property and Law in Late Imperial Russia*. Oxford, 1994, p.153, table 4.2; p.154, table 4.3より作成。

表2は七人の当初委員、一三人の追加委員、そして延べ二〇人の小委員会委員全員について、そのプロフィールを整理したものである。オリジナル・メンバーの場合と同じく、実務家主体の編成である点に変わ

六七。

立法学校卒（一八四二）。司法次官（一八六二

一九〇〇）——二等官。国家評議会議員。帝

・ ・ ・ ストヤーノフスキー⁽³³⁾（一八二〇

七九。

（一八七六）、『ロシア慣習民法』（一八七七、

授。モスクワ大学卒。主著『民法典編纂史』

・ ・ ・ バフマン⁽³⁴⁾（一八三五—一九一〇）——

三等官。法学博士。ペテルブルク大学功労教

授。モスクワ大学卒。主著『民法典編纂史』

- ヨーフ委員会で、第四部会長として民事訴訟法の改正に従事。
- (vi) ・ ・ ・ ルキヤノフ⁽³³⁾（一八三四—一九〇五）——三等官。セナート評定官。一八六四年の裁判諸法の見直しを進めたムラヴィ
- および『民法雑誌』編集長（一八七〇）、「セナート民事破毀部評定官。帝立法学校卒（一八五八）」。『民商法雑誌』
- (v) ・ ・ ・ クニリーム⁽³²⁾（一八三七—一九〇七）——三等官。セナート民事破毀部評定官。帝立法学校卒（一八五八）。「民商法雑誌」
- (iv) ・ ・ ・ カルニツキ⁽³¹⁾（一八四〇—一九二四）——六等官。セナート民事破毀部上席検事補。パリ法学校卒（一八六二）。

りはないが、土地の所有者が一貫して少数派であることは注目して良い。本稿の主題を越えるけれども、この事実は草案物権法が試みた土地所有権の近代化を検討する際に重要である。

- (1) К.Д.Кавелин. Чего желательно для России: Нового свода законов или уложения? // Собрание сочинений К.Д. Кавелина. Т.4, СПб, 1900, стр.903 - 05. (初冊は Санкт-Петербургские ведомости, 1863, No.223)° まつともカヴェーリ自身は「適法性」や「衡平」の感情が未だ人々の間で微弱であるから、現時点では新法典の編纂は時期尚早だ」と結論する(там же, стр.918 - 22)°
- (2) С.В.Пахман. История кодификации гражданского права. Т. , СПб, 1876, стр.22 - 23. 次章で言及するうちに「六〇年代には後見法や物権法(不動産登記法)でも法改正の動きがある。因みに債務法は、前章第二節で触れたようにその編別から見て、多くの問題を抱えた分野であった。
- (3) 裁判諸法の施行過程については、拙著『帝政ロシア司法制度史研究——司法改革とその時代——』名古屋大学出版会、二〇〇一年、第四章第一節を参照°
- (4) ПСЗ, собр.з., т.2, No.872, 1882 5/12.
- (5) 刑法律典編纂事業については、Г.В.Фещук, К вопросу подготовки и издания уголовного уложения 1903 г. // Проблемы правоуложения, вып.41, 1980° および上野達彦「一九世紀末 - 二〇世紀初頭におけるロシア刑事立法——その状況と一九〇三年刑法律典編纂過程を中心として——」、『三重大学教育学部研究紀要』第三四巻、社会科学、一九八三年、を参照°
- (6) ПСЗ, собр.з., т.2, No.621, 1882 1/23. 法律編集部は、その名とおり、法制局とつづき、「ロシア帝国法律集成」の追録や新版の準備に当たる、技術的性格の強い部局であった°
- (7) 『帝政ロシア司法制度史研究』一四九〜一五一頁°
- (8) 回状が送られた日時については、Редакционная Комиссия по составлению проекта гражданского уложения // Журнал гражданского и уголовного права, кн.8, 1885, стр.132 に依る° 回状全文は、Пиркуляры г. министра юстиции к представителям ученых учреждений и судебных установлений по поводу желательного участия их в трудах Высочайше учрежденного комитета для составления проекта гражданского уложения // Журнал гражданского и

уголовного права, 1883, кн.4

- (9) Пиркуляры г. министра юстиции, стр.1 - 6.
- (10) Там же, стр.6 - 7.
- (11) 一八六四年の司法改革が及ばなかつた地域の裁判所である。また民刑合同院とは、一八六八年六月三〇日法 (ПСС, собр. 2, т.43, No.46061, 1866 6/30) に基づき、司法改革前に各県に置かれていた民事院と刑事院 (第二審の裁判所) を統合したものを指す。『帝政ロシア司法制度史研究』一三九頁、を参照。
- (12) Пиркуляры г. министра юстиции, стр.7 - 14. 回状第六号と第七号は、本文に記した諮問事項 (A、B、C、D) を所管の管区の司法官 (在朝法曹) でだけでなく、管区に在任の弁護士にも送付してこの人々の回答を求めるよう、各地の控訴院長や地裁所長に指示している。
- (13) 一八六四年の司法改革の成果である新しい民事訴訟法は裁判所の司法拒否を禁止して、「法律に不完全、不明瞭、不十分、または抵触のある場合」には裁判所は「法律の一般的意味 на общем смысле законов」に基づき裁判せよ」と命じていた (民訴 第九条)。
- (14) Пиркуляры г. министра юстиции, стр.10, 12. 回状第六号、および第七号。回状は、この地域に在任の弁護士にも意見を求めていた。
- (15) Там же, стр.13. 回状第七号。この部分は特にキシニョーフ地裁所長に対して宛てられている。回状は、この地域に在住の弁護士にも意見を求めていた。
- (16) Там же, стр.10. 回状第六号。この部分は特にチフリス控訴院長に対して宛てられている。
- (17) Там же, стр.19.
- (18) その後、シャーナリスムに対しても支援の要請が行なわれた。一八八三年五月、起草小委員会議長 ・ ・ ・ ストヤノフスキーは、民法に関する論文の抜刷りまたはその掲載号を小委員会まで送付するよう、新聞、雑誌の発行人に求めている。Реляционная Комиссия по составлению проекта гражданского уложения, стр.136.
- (19) Всеподданнейший доклад министра юстиции о закрытии Реляционной комиссии по составлению проекта гражданского уложения // Журнал министерства юстиции, 1906, No.1, стр.58 - 59.
- (20) もっともバフマンは八年六月二日にセナート民事破産部評定官に就いており、マルイシェフも特別委員会の発足時には大

学を去つて国家評議会法律編集部に務めていて、講壇から直接ここに横滑りしたわけではない。明らかに、両者とも実務に強い関心を持つ研究者であつた。

- (21) Там же, стр.59.
- (22) 追加委員、中途退任者、死亡退任者の氏名は次のとおり (там же, стр.60)。
- (i) 追加委員一三——・イリヤシェンコ、・ルイコシン、・マルイシェフ、・ムーロフ、・ムーシン、
 ・ヒルヴィツ、
 ・ボヴォーリンスキー、
 ・サブローフ、
 ・サドーフスキー、
 ・スターノフスキー、
 ・トゥール、
 ・ユレーネフ、
 ・ゴブトネル (事務取扱)。
- (ii) 中途退任者七——・ゴレヴィーンスキー、
 ・ゴールベフ、
 ・ルキヤノフ、
 ・サブローフ、
 ・サドーフスキー、
 ・スタリツキー、
 ・トゥール。
- (iii) 死亡退任者五——・クニールム、
 ・ムーロフ、
 ・ヒルヴィツ、
 ・ボヴォーリンスキー、
 ・スターノフスキー、
 従つて、解散時のメンバーは次の八人ということになる。・カルニーツキー (議長)、
 ・イリヤシェンコ、
 ・ルイコシン、
 ・マルイシェフ、
 ・パフマン、
 ・ムーシン、
 ・ユレーネフ、
 ・ゴブトネル (事務取扱)。
- (23) 中心的なメンバーは、クニールム、カルニーツキー、ルイコシン (追加委員)、マルイシェフ (同)、ボヴォーリンスキー (同)、ユレーネフ (同) といった人々である。この他に、小委員会には法相により随時協力者が派遣されて、原案の作成に加つた。
- (24) ПСЗ, собр.3, т.22, No.21504, 1902 5/27. 手形法は、司法省が官房第一部の作業を引き継ぐ形で大蔵省と協力しつつ、八〇年代初頭から準備したもので、原案が国家評議会から差し戻された後、パフマンが修正案を取り纏めたことが知られている (Министерство юстиции за сто лет, 1802 - 1902. Исторический очерк. СПб., 1902, стр.269)。
- (25) Всеобщей доклад, стр.59 - 60.
- (26) А.И. Лякошин. Памяти А.А. Кирима (К истории составления проекта гражданского уложения) // Журнал Министерства юстиции, 1905, No.10, стр.8.
- (27) William G. Wagner. *Marriage, Property and Law in Late Imperial Russia*. Oxford, 1994, p.153, table 4.2.

- (8) Всеодланнейший доклад, стр.58; Д.Н.Шиглов. Государственные деятели Российской империи. 1802 - 1917. Биографический справочник. СПб., 2001, стр.608 - 10.
- (29) Всеодланнейший доклад, стр.59; Русский биографический словарь в двадцати томах. Т.5, М., 1999, стр.264 - 65. 井澤 卓, В.Г.Голвинский. Об отношениях супругов по имуществу, в смысле незакончения ими предбрачного договора, по законам, действующих в Царстве Польском. СПб., 1861; Его же. О происхождении и делении обязательства. Варшава, 1872°.
- (30) Всеодланнейший доклад, стр.59; Шиглов. Указ. соч., стр.176 - 79.
- (31) Всеодланнейший доклад, стр.59; Русский биографический словарь в двадцати томах. Т.8, М., 1999, стр.147 - 48; М.М.Винавер. Иосиф Иванович Карницкий (1915) // Недавнее (воспоминания и характеристики). Петроград. 1917, стр.173.
- (32) Всеодланнейший доклад, стр.58; Д.Н.Шиглов. Н.А.Кузьмин. Члены Государственного совета Российской империи. 1801 - 1906; Биографический справочник. СПб., 2006, стр.374 - 76. 『民刑法雑誌』は『民商法雑誌』の後継誌で、クニエリムと刑事法のH・C・タカーンツェフ（ホテルブルク大学教授。新刑法典の編纂における中心メンバーの一人）が編集していた。一八七九年より、ホテルブルク法律協会の機関誌となる°。
- (33) Всеодланнейший доклад, стр.59; История Правительствующего сената за двести лет. 1711 - 1911 гг. Т.5, СПб., 1911, стр.135. 『帝政ロシア法制度史研究』三〇四頁°。
- (34) Всеодланнейший доклад, стр.59; Русский биографический словарь в двадцати томах. Т.11, М., 2001, стр.437 - 39. パノマンゴツィエフ 『近代ロシア法律史序説』四七、四九頁を参照° その井澤 卓, С.В.Пахман. История кодификации гражданского права. Т. - , СПб., 1876; Его же. Обычное гражданское право в России. Юридический очерк. Т. - , СПб., 1877, 1879°.
- (35) Всеодланнейший доклад, стр.58; Шиглов. Указ. соч., стр.620 - 23.

2 編纂の論理

法典の編纂というプロジェクトに、起草者は如何なる態度で臨んだのか。——凡そ法典編纂を論じる際の基礎的な問いであるにも拘らず、編纂の基本方針、これを支える立法観、延いては背後の哲学といった法典編纂の論理を辿ることは、実はかなりの困難を伴う作業である。起草者の大半が実務家であるため、一連の問いに正面から答える体系的な述作があるわけではない。主題への接近を可能にするのは、次章で述べるいわゆる第一草案の五つの付帯説明書¹⁾、物権法の取り纏めに協力者として与った・ズミルローフ(一八四七?)の諸論攷²⁾、マルイシエフやパフマンの著述、例えばカヴェーリンとの民法典対象論争を引き起こしたパフマンのいくつかの論文等である。起草小委員会の議長を務めたクニリムヤカルニーツキーはこれに関する纏まった著作を残しておらず、このことは問題の解明を難しくしている。草案付帯説明書は基本の文献ではあるけれども、各条項の立法理由を解説した草案の逐条的なコメントールで、これも右の問題群に直接答える内容ではない。

ここではズミルローフの著作を手掛かりに、簡単に編纂の論理を見ることとする。もとより、起草作業は複数の委員の間の協力と対立、そして譲歩や妥協の過程であって、一人の人間の思索を以てこれを直ちに草案の思想と呼ぶことはできない。ただ彼は起草小委員会の活動の模様を三度にわたって『民刑法雑誌』に発表するなど、期せずして小委員会の広告塔を務めていたから、ズミルローフの発言は起草委員の見解のいわば最大公約数と位置づけることが可能である。

第一次編纂事業が歴史法学の継受という副産物を伴ったことは、前章においてすでに触れた。最初に確認できることは、歴史法学派の基本テーゼ、「法は作るものではなく成るものだ」というサヴィニーの法生成論が起草委員に与えた影響である。ズミルローフは、「法律は立法者の利害、時々の要求、無知や偏見といった偶然から生まれるのでは

ない。それは徐々に形成されるものだ」と言⁴⁾つ。

この法生成論の系として、立法の限界または法典化の幻想という、次のテーゼが導出される。法が「成るもの」である以上、法典化を通じて「法秩序の刷新」「国民の法の一大変革」「旧制の廃止」「過去との断絶」を果たそうとするのは、誤謬に過ぎない。「全ての古いものを破碎し、新しい基盤の上に新しい素材から法を創造することが可能だと考えることは、法それ自身が社会生活の条件を変え、新しい条件を創造できると考えるに等しい」「法典編纂者の創造力はきわめて限定的である。彼らはその時点において存在するある一定の社会生活の枠によって制約を受ける。そして社会生活とは、歴史的に形成された一連の様々な影響の結果なのである⁵⁾」。立法による社会変革が幻影ならば、法典化の目的は那邊にあるか。安定と統一が答えである。「法典の編纂が法体系にもたらす安定性と統一性は、一方で国家机关の活動を容易にし、他方で市民に完全な保障を与える⁶⁾」。

法の歴史性という「成る」テーゼと、立法という「作る」行為は、互いに抵触するかに見える。このアポリアの解決法は、一つには立法の役割を限定し消極化することである。万能の立法者という見解が単なる夢想に過ぎない以上、凡そ立法にできることは、「すでにその意義を失った諸関係を保護する規定を法律の中から排除すること」、そして「これらの関係の発展の可能性だけでなく、存在自体の可能性を断ち切ること⁷⁾」のことに尽きる。

こういふ立法観からは、立法者には歴史の流れに沿って泳ぐ感覚が要請されることになるだろう。しかしまさにそのことゆえに、歴史の求めるところに従って、立法がより積極的な役割を担わなくてはならないケースが発生する。法のあり方を規定している社会生活そのものに、激動が生じたときである。現行法の整理編集の域を越えた法典化が問題となるのは、まさにこのような場合であって、立法者には激動の社会生活を取り込んで時代の流れに追いつく努力が必要になる。このときもまた、先のアポリアは解消する。

ズミルローフは、現代はこうした時代に当たっていると考えた。理由は「大改革」である。曰く、「例えば農奴制の廃止は、不自由民の制度を廃止し、万人の法の下での平等を創り出すことで、社会体制を大きく変えた」⁽⁸⁾。一八六〇年代まで、民法は主に上層の身分の要求を満たすことを想定し、農奴は対象外だった。「しかし一八六一年以降、農奴は完全な権利を持った市民となり、土地の所有者となった」。加えて、通常裁判所の管轄も拡大した……⁽⁹⁾。

付帯説明書が掲げる起草方針は、以上の論理を纏めたものである。「起草小委員会は法典を著すのではなく、歴史的な土壌に立つて極力現行法の基本原則を侵さないよう、「現行」民法を見直すことだけを自己の課題とした」。すなわち、(i) 古くなり衡平性を欠いたものを、新しい市民生活の条件や正義の観念に見合った規定で置き換えること。(ii) 空白を埋め、(iii) 抵触を除き、(iv) 全ての素材をより満足のいくような体系の下に配列すること。そして、(v) より明解に叙述すること。「略言すれば、「法律集成」第一〇巻第一部民法集成を、補正され補充された形で再現することである」⁽¹⁰⁾。

この方針は実際にどこまで貫かれたか。(ii)～(v)は民法集成の内在的な欠陥としてたびたび指摘を受けた事柄で、焦点となるのは(i)である。「大改革」によって生まれた「新しい市民生活の条件」は草案で十分斟酌されたが、それとも逆に保守的で現行法の単なる化粧直しに終始したのか。——問題の解明には、今後それぞれの制度に即して検討を積み重ねていく必要がある。

物権、債権、相続等の個々の法領域の編纂方針に関しては、ここで論じることはできない。以下では(i)に直接関わる論点として、編纂の理念をめぐるさらに三つのトピックを取り上げよう。

第一は立法と社会生活との関係、具体的には民法典と慣習法、とりわけ農民慣習法の関係である。先のナボコフ回状が、実務家に対して「如何なる地域の慣習が適用されているか」を問うていたことは、すでに見た。ズミルローフも、かつて七〇年代初頭になされた農民慣習法調査を受け継ぐ追加調査の必要を訴え、あるいは商事判例の分析を通じて商

慣習法を整理することの重要性を再三にわたって強調した¹¹⁾。しかも起草小委員会のメンバーには、右の慣習法調査を分析して二巻本『慣習民法』(一八七七、七九)を著したパフマンがいる¹²⁾。この労作に、起草委員マルイシエフ、追加委員・ムーロフが長文の書評を寄せているのである¹³⁾。

これほどまでに起草者が慣習法、特に農民慣習法に強い関心を寄せたのは、「新しい市民生活の条件」がその解明を促していたためであった。かつての農奴が解放で権利主体としての地位を得た以上、「民法典は国の全ての身分の法律でなくてはならず、従って、でき得る限り全てのロシア国民 *весь русский народ* の要求や見解に応えるものでなくてはならない¹⁴⁾」。慣習法の収集とその体系化で、「法学の原理と書かれていない法慣習とが調和的に結び付いた法律」を創り出すことが、凡そ起草者の義務というものだ¹⁵⁾。

「国民の民法」という野心的意図は、草案でどこまで実現したのか。第一分冊「総則」は、「何人も法律で定められた例外を除いて、性、信仰、出自、身分の別なく、全ての私権を享有する」とし(民案 第二条)、性別、信仰、身分、エスニティーの相違を越えた「ロシア国民」が民法典の主体であると言言した。「身分」に代わる「人一般」の観念を立てたのである。これが、「新しい市民生活の条件」の法律上の表現であった。

農民慣習法の扱いはどうだろうか。実際に慣習法の法源性が問題となるのは農民身分の間の相続だが、現行の農奴解放法一般規程は慣習法の適用を全面的に容認して、相続については民法の適用外との態度を取る。「財産を相続する方法について、農民は自己の地域の慣習に従うことができる」(農 第三八条)。対して草案第四分冊「相続」は、「農民身分が分与地の外で取得した評価額一、〇〇〇ルーブルを越える不動産(市部にある不動産)(評価額一、〇〇〇ルーブルを越える動産で農業経営に関係のないもの、の三つを除き、農民身分の間での相続は地域の慣習に依ると言つ(民案 第一六七条一項)。()のケースのみ、民法典の定めに従うわけである(民案 第一六七条一項)。

これは農民慣習法を一般法に対する特別法という形で民法典に組み込みつつ、特別法の適用される範囲を広く取って、現実の社会関係を法典になぞっていく方法であった。同じ編纂のスタンスは草案第三分冊「物権」においても見ることででき、そこでは農民身分の土地関係が、一般則の例外を論じた第六編「土地に対する権利の特殊形態」の中で扱われている(第二章「農民分与地」——民案 第四六六条、第五二二条)。確かに形式論理に過ぎないが、こういう手法に訴えてでも、起草者は「国民の民法」に拘ったのである。

第二のトピックは民法典の体系に関わる論点で、クニリムが持論としていた民商二法の統一論を起草小委員会が採用したことであった。このため草案債権法は、運送(民案 第四六三条、第五〇四条)、問屋(民案 第五六五条、第五七六条)、保険(民案 第九三七条、第九八五条)といった商法上の制度も収めている。

統一の理由は多岐にわたるが、その根幹には商人法主義の終焉、すなわち「商人」身分の法としての商法は、現代ではあらゆる存立の基盤を失った⁽¹⁶⁾とする時代認識が存在した。草案第五分冊の付帯説明書は言つ。——例えばフランス商法典(一八〇七)は、革命が身分制度を廃したから、「商人」という概念に依らず、先ず「商行為」という概念を立て、これを職業として行なう者を商人と定めて、ここから商法の体系を導くという商行為法主義を取った。ロシアの場合も同様で、商事法集成(法律集成第一一巻第二部)こそ商人身分を対象とする法であるが、現在は商人身分以外の者も商業を営むことができるから、商人という概念を全く新たに立てねばならない。しかるに、行為の主体が誰であるかに関わらず、客観的に行為自体の性質からこれが商行為であるとするとメルクマールを見出すことは難しい。畢竟、商行為という概念は相対的なものであり、それゆえ民法と別個に商法を立てることは、「民法典の一体性と体系性を犠牲に供する結果となる」⁽¹⁷⁾。

起草小委員会は、こういつた理論上の根拠があるにも拘らず、現在もなおフランスやドイツに商法典と題された法律

が存在するのは、偏に両国に固有の歴史的事情に因ると考えた。フランスの場合は、何世紀にもわたって積み上げられた旧法を一拳に廃止することができず、商法典という形でこれに手を入れるだけで満足せざるを得なかった、その政治的力量の不足ゆえに。またドイツでは、旧商法典（一八六一）の編纂が各フントの法の統一に向けての橋頭堡だった、政治的な事情のゆえに。⁽¹⁸⁾

以上の議論は、二重の意味で民法典編纂が持った時代性を感じさせる。第一に、一九世紀の商法史が商人法主義から商行為法主義へと進んだことは周知のとおりで、ロシアでも「大改革」期およびその後の八〇年代に、右の過程が進行した。この時期の税制改革で商人身分以外の者でも商業許可証の取得が可能となり、商行為が商人身分固有の権能ではなくなったからである。⁽¹⁹⁾ こういう意味では「新しい市民生活の条件」を法典の中に反映させ、「国民の民法」を編み出そうという、先の努力の一環である。しかし第二に、経営形式という観点を加えて新たに商人法主義を再定礎したドイツの新商法典が一八九七年に生まれたことを考えると、起草者の商法史理解は一面的で、時代の流れに遅れていると言わざるを得ない。そこからは、今度は逆に、経営組織や企業形態を語るには未だ時代が熟していない当時のロシア経済の姿が透けて見える。

最後のトピックは、帝国の法統一、すなわち民法典と地方法との関係であった。ナボコフの回状が各地の実務家に地方法の運用実態を問うていたことは見たとおりで、民法典の編纂がアジェンダに上る一九世紀第四半期には、この問題が従来よりも切実な課題となっていたことに注意しなければならない。露土戦争（一八七七～七八）とベルリン会議（一八七八）の二つを経て、帝国の版図がこの時期に最終的に確定をしたからである。

当時の法曹界の意見分布は、モスクワで一八七五年に開催されたロシア法曹会議——クニームも紙上参加している——における法統一論争から窺つことができる。⁽²⁰⁾ 論争は、
 ・ ファリコーフスキーと
 ・ ソロヴィヨフ

の提案により、「地方法を廃止する必要性の根拠を示し、民法の統一に向けた原則を提示すること」が、大会の議案になったところから勃発した。

最初に報告に立ったファリコーフスキーは、バルト地方法、リトアニア条令、ベッサラビア地方法、ヴァフタング六世のグルジア法、ポーランド法とコード・シヴィルと、各地の地方法の現状を概観した上で、こつこつ法生活の分散性は永續できるものではない、民法と隣接の法領域で一八六四年の裁判諸法や六六年の「公証制度に関する規程」が成立した今となつてはなおさらのことだ、と発言した。ファリコーフスキーの説くところ、統一の利点は第一に、民法法の体系化と簡略化、それがもたらす依るべき規範の明確化であり、第二に私法学の統一にある。第三は法律実務の容易化であつて、第四に法解釈と法適用の統一、つまりは法的安定性の確保が挙げられる。もつともファリコーフスキーの場合、統一と言っても目指すのは「原則の高度な統一 *высшее единство начал*」であつて、民法集成の場所的適用範囲の拡大ではない。「民法集成の改善事業には如何なる根拠もない。基礎足り得るのは法典であり、帝国全土で共通の民法典である」。原理の統一である以上、編纂される「ナショナルな法典 *национальное уложение*」がコード・シヴィル(ポーランド法)やバルト民法を継受する選択も、またあり得る。こちらの方が、民法集成より進んだ内容を持つからである⁽²⁾。

民法集成の適用拡大を集成的法統一と呼ぶならば、これは法典的法統一の議論である。共同提案者のソロヴィヨフも、ポーランドでの過去の失敗を例に挙げて集成的法統一の愚を指摘し、「ロシア民法の統一は第一級の必要事だが、この統一は民法の完全な法典化に依つてのみ達成できる」と、やはり法典的法統一論を展開した。しかも彼は、ここではファリコーフスキーよりもさらに進んで、法統一を国民形成の手段と位置つける視点を出している。「ロシア国民の精神的な統合のための民事法令の統一は、国家的意義を有している」。とりわけ「ロシア国家の統一の意識」が昂揚し

ている現在では、民法の統一は喫緊の必要事だ、と。⁽²²⁾

正面から二人に反対して論争の口火を切ったのは、
 ・ スパソヴィチであった。「ロシア弁護士の王」と呼ばれる彼であるが、ここでは自らに流れるポーランド人の血が騒いだかに見える。彼は青年時代に経験したリトアニア条令の失効を遺憾だと言ひ、法の移植が成功するのは移植をされる法の水準が高い場合に限られると、安易な法統一論に釘を刺した。「従つて、方法を廃止しロシア帝国の民法を統一するという考えに、私は全身全霊を込めて反対する。大ロシアの民法の新たな法典化という儉しい課題に私は立ちたい」。⁽²³⁾

フアリコーフスキーは反論して、「外的で暴力的な統一 *внешнее насильственное объединение*」を自分は言つてゐるのではない、大ロシアの法を最高レベルまで引き上げた上で、これを他の地域にも施行するのだと、持論の法典的法統一を繰り返した。⁽²⁴⁾ またソロウイヨーフも、ロシア帝国は広い版図を持つた多民族国家で、住民の「文明化の度合い *уровень цивилизации*」も一樣でないが、「それでも相違は決して大きくない」、現代では各民族が閉じ籠もつて生活することは不可能であり、「ここに民法統一の現実的な基盤があると反駁した。「全ての文明世界では、生活環境は同じように形作られてゐる」「法は生活の後を追つて、統一と文明的な平準化の道を歩まなければならない」。——ソロウイヨーフの主張の根底には、交易の拡大に伴つて地域を隔てる壁は次第に低くなりつつあるとの認識があつた。⁽²⁵⁾

統一論の根底にある普遍主義への対抗言説を用意したのは、歴史法学の民族精神論だつた。二例のみ引こつ。後に草案相統法の起草に加わる
 ・ リフテルは、「立法の使命は何よりも先ず国民の生活を研究し、生きている日常の見解を知ることにある」と言つ。例えばフィンランドとポーランドではそれが互いに異なるのだから、政治的統一はあるても民法の統一はあり得ない。「全ての民族は、固有のナショナルな法を持つ。この場合、ナショナルであるとはそれが生命力を持つことの保証である。なぜならば、民族の生活の直接の産物であるような法だけが、生命力を持つからだ」。⁽²⁶⁾

同じく、レシユコーフも、「民法は高度にナショナルな法であつて、それぞれの民族の法創造の生きた表現である」、公法や刑法の統一はあつても民法の統一は認められない、まして力によつて統一された法は法ではない、と力説する。「われわれが自己の民族性を尊重するなら、民族性を愛する他の人々の権利を否定してはならない」⁽²⁷⁾。

議論を制したのは、大ロシアの法典化を先決とするスパソヴィチの側であつた。・ブレヴァーコは、ポーランド法など西部辺境の法が民法集成より優れている以上、これをロシアの法で置き換えることは暴政であつて、先ずは我々の法の向上を図るべきだと発言する。⁽²⁸⁾ ・ムーロムツェフもまた、法統一は法典化の最終段階の問題で、法典

が如何なる形を取るかも分からない現時点では、これは語り得ないと言つ。大会決議も同様に、フアリコーフスキーが提出の議案を「時期尚早」と呼んで斥けた⁽³⁰⁾。将来はともかく当面は、法統一は立法政策の課題から外されたのである。古い民法集成に代わるべく民法草案が纏められた、二〇世紀初頭の状況はどうだろうか。ロシア法曹会議からすでに四半世紀が経過しており、この間にバルト三県でも裁判諸法の施行が済むなど、司法改革は全国化した。地方の側から見れば、普通法の侵食は進展している。しかもフアリコーフスキーやソロヴィヨフが指摘していた経済取引を介しての地域相互の近接化は、鉄道網の整備が進んで、すでに一八七〇年代の比ではない。市場経済が深まる中で、例えばフランス商法典は本国ではすでに時代遅れになっている。当然ながら、これを継受したポーランド法も今となつては旧套であつて、論理的にはこれを新しい法典で置き換える必然性や可能性は十分にあつた。⁽³¹⁾

しかしそれでも、起草小委員会は法統一に慎重な姿勢を崩さなかつた。小委員会は各地で行なわれている方法について、これをポーランドやバルト三県のように地方法の編纂がすでになされている地域と、それがなされていない地域の二つに分け、民法典の場所的適用範囲を後者に限定したのである。「地方的法典は、民法典の施行後もその効力を全面的に維持しなくてはならない。民法典の規定は補充的にのみ、それも本法第二条の定める範囲でのみ適用される」⁽³²⁾。

本法とは、一九〇六年の民法典施行法草案である。その第一条は、王国領ポーランドおよびバルト三県では、次の場合に限りて民法典を施行するとつたっていた（民施策 第二条）。(i)この地域の地方法に普通法を適用する旨の規定がすでにある場合、または過去に普通法が適用された例がある場合。(ii)法が規制の対象としている事項について、地方法の中に該当の条項が全く存在しない場合。

簡約すると、帝政末の民法典の編纂事業は「国民の民法」を目指しつつも、基本は「大ロシアの民法」の法典化だったのである。確かにこれは自家撞着だが、この限界は形式論によつてしか民法典に国民全体の社会関係を包摂することができなかった先の事実と通底している。

- (1) 第四章第三節注17、注19を参照。
- (2) [К.Змирилов]. Редакционная комиссия по составлению проекта гражданского уложения // Журнал гражданского и уголовного права, кн.8, 1885; За месяц (Юридическая хроника). Труды комиссии по составлению нового гражданского уложения // Журнал гражданского и уголовного права, 1887, кн.2; За месяц (Юридическая хроника). Труды комиссии по составлению гражданского уложения // Журнал гражданского и уголовного права, 1887, кн.10.
- (3) マルティシエフキパフマンもともに多くの著作を残しているが、民法典編纂と特に関わりの深いものは、К.Мальшев. Курс общего гражданского права России. Т.1, СПб., 1878; С.В.Пахман. История кодификации гражданского права. Т. - , СПб., 1876; Его же. О современном движении в науке права. СПб., 1882; Его же. К вопросу о пересмотре и системе русского гражданского права // Журнал гражданского и уголовного права, 1882, кн.8; Его же. О значении личности в области гражданского права // Журнал гражданского и уголовного права, 1883, кн.1. 1989年。カウエーリンとの論争が最後の二つの論文で、この論争も含めて彼らの法思想や民法論については、別に改めて検討しなくてはならない。
- (4) К.Змирилов. О недостатках наших гражданских законов // Журнал гражданского и уголовного права, 1882, кн.8, стр.68.

- (5) Там же, стр.66 - 68. スミルローフに依れば、社会生活、общественный быт は道德、經濟、政治といつ三つの要因が絡まらぬして漸進的に組成せらるゝ (там же, стр.66)。
- (6) Там же, стр.65.
- (7) Там же, стр.68.
- (8) Там же, стр.69. 農奴の人格的な解放を、スミルローフは指摘しているわけである。過去の研究史が、それが持つ歴史的意義を正面から考察の対象に描きこんだとは言い難い。
- (9) Редакционная комиссия по составлению проекта гражданского уложения, стр.145 - 46.
- (10) Гражданское уложение. Проект Высочайше учрежденной Редакционной Комиссии по составлению Гражданского Уложения, с объяснениями. Кн.3. Вочинное право. Т.1, СПб., 1902, стр. . 傍註は原文イタリック。ローマ数字は理解の便を図るために筆者が付したもので、原文にはない。
- (11) Редакционная комиссия по составлению проекта гражданского уложения, стр.145 - 56. За месяц (Юридическая хроника) // Журнал гражданского и уголовного права, 1887, кн.2, стр.163 - 66. スミルローフが言及するの條は一八七二年の秋に М・Н・Рибницкинスキー を受ける委員會がヨーロッパ・ロシアに五県で行なつた慣習法調査のことにあつた。
- (12) С.В.Пахман. Обычное гражданское право в России. Юридический очерк. Т. - , СПб., 1877, 1879. 委員會調査報告、Труды комиссии по преобразованию волостных судов. Т.1 - 7, СПб., 1873 - 74。
- (13) Кронигт Машшев. Отзыв С.В.Пахмана „Обычное гражданское право в России“, СПб., 1879; П. Муллов. Библиография. Обычное гражданское право в России // Журнал гражданского и уголовного права, 1877, кн.5.
- (14) Редакционная комиссия по составлению проекта гражданского уложения, стр.145.
- (15) За месяц (Юридическая хроника) // Журнал гражданского и уголовного права, 1887, кн.2, стр.163.
- (16) Гражданское уложение. Проект Высочайше учрежденной Редакционной Комиссии по составлению Гражданского Уложения, с объяснениями. Кн.5. Обязательства. Т.1, СПб., 1899, стр. XXX.
- (17) Там же, стр. XXXI, XXXIII.
- (18) Там же, стр. XXXV. Кодекс商法典が、ルイ一四世時代に編纂された商事王令 (一六七三) や海事王令 (一六八一) を基礎としてつづられたことを述べられた。

- (19) 洗練された叙述とは言い難いが、Н.А.Иванова, В.П.Жеглова, Согласно-Классовая структура России в конце XIX - XX начале века, М., 2004, стр.81 - 85 が、商人身分をめぐる法制の変化について整理している。商業許可証を取得した者を商人と呼び、商人のみが商行為をなし得るとするのが、「商人身分」の原像である。
- (20) ロシア法曹会議については、「近代ロシア法学史序説」六一〜六四頁を参照。
- (21) Первый съезд русских юристов в Москве в 1875 году, М., 1882, стр.60 - 73. 引用は、там же, стр.66 - 67°。つまりコーフスキーはモスクワ弁護士である。
- (22) Там же, стр.73 - 76. 引用は там же, стр.76, 74°。法は国民性の所産であるが法もまた国民性を形作る。ソロウイーフは両者の相互作用を指摘している(там же, стр.73)°。
- (23) Там же, стр.76 - 78. 引用は там же, стр.78°。スパソウイチは自己の見解を、後に次の文章で再論している。一八八二年二月に、ヘルブルク法律協会で行なった報告である。В.Д.Спасович, Вопрос о квалификации русских гражданских законов // Сочинения В.Д.Спасовича, Т. , СПб., 1890.
- (24) Первый съезд, стр.78 - 79.
- (25) Там же, стр.80 - 82. 引用は там же, стр.81°。ライン同盟やワルシャワ公国におけるコード・シヴァールの受容を、ソロウイーフは平準化の例として挙げていゝ。
- (26) Там же, стр.85 - 87. 引用は там же, стр.86, 86 - 87°。
- (27) Там же, стр.91 - 92. 引用は там же, стр.92, 91°。レシニコフはモスクワ大学教授。一八三五〜三八年、ベルリン大学留学。彼はロシアで歴史法学を受容した最初の法学者である°。
- (28) Там же, стр.89 - 90. フレウアーコはモスクワ弁護士°。
- (29) Там же, стр.83 - 85. ムーロムツェフ(モスクワ大学教授)はさらに進んで、普遍的学理の存在を前提にした私法の原理的統一といった発想自体が、前世紀の自然法思想の残滓ではないのかと言つ。「慣習法の研究 民衆の生活の研究 総じてこれが立法の基礎とならねばならぬ」(там же, стр.85)°。
- (30) Там же, стр.99.
- (31) 起草小委員会が、この点を強調してゐる°。Проект положения о введении в действие Гражданского Уложения, с Объяснениями, СПб., 1906, стр.2 - 16.

(32) Там же, стр.10. 二に言う「地方的法典」は、ポーランド法とバルト地方法を指している。ベッサラビアにも地方的法典（ヘクサビプロス、ドニチ法典、マヴロコルダト詔勅集）が存在するが、ベッサラビア地方法の多くはすでに失効しているから、これをポーランド地方法やバルト地方法と同列に扱うことはできないと、起草小委員会は言つ(там же, стр.14 - 15)。

四 起草作業

1 草案準備期

起草小委員会の活動は一八八〇年代の第一期と、一八九〇年代に入つての第二期とに、これを分かつことができる。第一期はいわば起草の準備期であつて、狭義の草案起草期が第二期に当たる。

最初に小委員会が取り組んだのは、現行の民事法規を隈無く把握することであつた。一八五七年の法律集成全巻の大きな改訂以来、法令の改廃をフォローして民法集成の条文を差し替える作業が長く中断していたからである。この間、隣接の法領域では農奴解放で領主農民が権利主体としての地位を獲得し、司法改革で新しい民事訴訟法が成立するという、ズミルローフが注視した一大変革が生じている。確かに農民の法的地位に関しては、一八六三年および七六年に身分法集成（法律集成第九巻）の手直しが¹⁾あり、民事手続についても、七六年の民事訴訟法集成（法律集成第一〇巻第二部）の改訂があつた。²⁾しかし民事実体法では、民法集成の追録が何回か刊行されたに止まつた。空白を埋めたのは民間の私撰法令集で、例えば、・アニーシモフが官房第一部の委託を受けて販売していた判例付民法集成は、八〇年に第

一四版が出る盛況を呈した。⁽³⁾ 法令情報の伝達という観点からは、これは異様な現象である。

私法法源の収集についても、民間の動きが先行した。モスクワの弁護士・ノースが編集した、「ロシア民法」(一八八三、八六)である。⁽⁴⁾ 二部三冊、本編だけで一、五〇〇頁を越える大作で、ノースは法律集成の各巻に散らばる「もっとも広い意味での民法」を拾って集めることを目指したと言つ。⁽⁵⁾ もっともそこには各種の税法、恩給法、貴族土地銀行法など人々の生活に関わるあらゆる法令が含まれていて、内容的には民法よりも生活六法というに近い。抜粋される法令の範囲が広がった分、当然ながら全巻を通した理論的な一貫性や体系性は欠けている。しかしそれにも拘らず、収録対象を法律集成に限っていたから、家族関係と密接な教会法が洩れるなど、生活六法としては遺漏があつた。⁽⁶⁾

起草小委員会による収集の成果は、クニリムが監修しA・ゴージェフとツヴェトコフが編集した「現行私法大系」(一八八五、八六)である。⁽⁷⁾ ノースと同じ課題に挑んでいるが、その趣は相当に異なる。一つは陸海軍の軍事法や教会法に散在する民事法規も拾つたことで、ノース以上に徹底して実質的意味の民法に拘っている。この結果、本書は三巻四冊、総頁数二、五〇〇というノースの上を行く長大な法令集になった。

より重要なことは、こつして掬い取られた現行の法規を再配列した論理である。各巻の構成を左に掲げる。⁽⁸⁾

第一巻

序——法源(法律、慣習法、強行規定)。

第一分冊——人(民事身分、家族、後見・保佐、法人)。

第二分冊——物権(財産一般、占有権、所有権、占有の諸形態、物的負担、抵当および質、知的財産権)。

第二巻

第三分冊——債務(債務の発生、契約に因る債務、契約に因らない債務)。

第四分冊——相続。

第三卷

第五分冊——私権を保護する方法（訴訟、既判力、強制執行、破産手続）。

第六分冊——後見監督機関、身分登録機関、各種の流通税。

補遺および索引。

それぞれの規定は、抽象的・一般的なものを先頭に個別・具体的なものへと続いた。例えば第一分冊第一編「民事身分」は、最初に国籍関連の法令を拾い、次いで性別、年齢、健康状態と人の行為能力との関わりを論じた法規を並べる。その後は住所、失踪宣告、そして初めて貴族、聖職者、農民といった社会的身分に関わる規定が登場する。民法集成におけるように、「人」に関する諸規定が身分の権利に収斂されて、公法（身分法集成）扱いはされることはここではない。

収集された法令の配置は、見られるようにパンデクテンの体系に依った。但しくニームの持論を容れて民商統一の立場を取り、第三分冊は運送、問屋、保険といった商法で扱う制度も収める。編別をパンデクテンに做つた理由は、一つにはバルト民法がこの方式に依拠していたこと、そしてまた、⁹・メイエルがその講義録「ロシア民法」（一八五八〜五九）でこの方法を探って以来、すでにパンデクテン・システムが講学の間で根付いていたとの事情に基づく。現に講壇出身の起草委員、ポペドノースツェフ、パフマン、マルイシエフらは、何れもパンデクテンの体系を用いて民法集成を祖述した教科書、あるいは講義録を残している。

小委員会が発表した民法典の草案は、第一分冊「総則」*Положения общие*、第二分冊「家族」*Семейственное право*、第三分冊「物権」*Вещное право*、第四分冊「相続」*Наследственное право*、第五分冊「債務」*Обязательства* というパンデクテン編成であった。従って「現行私法大系」は後の民法典の編別に先鞭を付けるものとして、あるいは民法

集成と民法典草案とを繋ぐ環として重要な意義を有している。

法律用語を統一し、そこで用いる概念を明確化する目的から、小委員会では諸外国の民法典の翻訳作業が精力的に進められた。主たる成果は、凡そ次のようであった。¹⁰⁾

- (i) ザクセン民法典¹¹⁾（一八六三了六五）——一八八三年に仮訳を作り、大学関係者の校閲を受けた後、八五年に刊行。
- (ii) オーストリア一般民法典¹²⁾（二八二二）——一八八四年刊。
- (iii) チューリヒ私法法典¹³⁾（二八五六）——一八八七年刊。
- (iv) スイス債務法¹⁴⁾（二八八二）——一八九一年刊。
- (v) セルビア民法典（一八四四）および商法典（一八六〇）——一八八七年刊。
- (vi) 一八七五年七月五日のプロイセン後見法および未成年者の行為能力に関する一八七五年七月五日のプロイセン法¹⁵⁾——一八八六年刊。
- (vii) ムラジャードソンの著作よりイスラムの相続法¹⁷⁾。
- (viii) カリフォルニア州民法典¹⁸⁾（二八七三）——一八九二年刊。

セルビア民法典は範をオーストリア民法典に取っているから、ここで翻訳の対象とされているのは基本的にはドイツ法圏の民事立法である。パンデクテン方式の採用も含めて、ドイツ法の影響は確かに大きい。

ただこの事實は、起草小委員会がフランス法圏を無視したこと、あるいは草案にフランス法の影響が見られないことを意味しない。個々の法領域に即して検討すべき事柄だが、先ずイタリア法に関しては、司法改革を牽引したC・II・ザルドヌイの手になる浩瀚な研究が出されていて、ロシアではすでに旧知であった。¹⁹⁾ 再びズミルローフを例に取れば、彼はザクセン民法典と並んでイタリア王国民法典（一八六五）を草案のモデルとするよう説くのである。²⁰⁾ フランス法も

ポーランド方法を介する形で入っており、起草小委員会は一八一八年のポーランド王国抵当法を訳出している。⁽²¹⁾そして何より、ここではカルニーツキーとゴレヴィーンスキーという二人のポーランド系法曹が起草委員に入っていた。

約言すれば、草案に対するドイツ法の影響は大きいけれども、民法典の起草作業それ自体は幅広い比較法研究の過程と見なくてはならない。後述する草案の付帯説明書には、これ以外にもさらに多くの外国法に言及がある。

準備期における起草小委員会の活動は、なお多岐にわたった。特に注目されるのが、追加委員の一人、・ポヴォーリンスキー（一八四七—一九〇四）が編んだ『民法文献目録』（一八八六）である。大部なビブリオグラフィで、一七五八年から一八八四年までの二二五年にロシア語で書かれた著書と論文、合計六、一二八点を収録する。対象はロシア法と外国法、実定法学と基礎法学の別を問わない。その上、一九〇四年に増補第二版が出されたから（収録タイトルは一六、六二五）、本書は帝政時代の私法学が達したレベルを後代に伝える第一級の史料となった。⁽²²⁾因みにポヴォーリンスキーには、本書の他に『裁判法文献目録』二巻もある（一八九六、一九〇四——収録タイトル一八、七七七）。

八二年のナボコフ回状に対して寄せられた回答を整理するのも、準備期の重要な作業の一つであった。やはり・ゴージェフが編集し、『現行民法の欠陥』という表題の下に一八九一年に刊行された、約八〇〇頁の報告書である。⁽²⁴⁾集まった意見書のうち、雑誌、新聞等に発表されてすでに活字となったものは掲載しないことにしたので、ここでは主に実務法曹、とりわけ下級審裁判官の見解が拾われている。理論的体系書ではないけれども、そこからは第一線の裁判官が日常の中で経験した当惑や苦労を知ることができる。

最後に、八〇年代準備期の起草小委員会の活動として、各種統計の収集と整理を挙げねばならない。主たる対象となつたのは家族法、そして相続法に関わる資料である。主だったものを列記しよう。⁽²⁵⁾

A 家族法領域

- (i) 一八三七、六一、一八六六、八一年の婚姻件数、婚姻無効件数、婚姻解消件数。
- (ii) 一八八〇、八四年の後見件数（未成年者後見、聾啞者後見、その他の事由による後見）。後見管理下にある財産の評価額。
- (iii) フルシヤワ控訴院管区における家族会の設立件数（一八六六、八一）。
- (iv) 家族法関連のフランス、ベルギー、およびザクセン王国の統計。

B 相続法領域——遺言の件数、方式、遺産分割の件数に関する内外の資料。

C その他——抵当制度に関する統計。抵当権の設定件数、その目的物の価格。

後見制度や抵当制度に関わる資料を集めたことには、理由がある。小委員会が行なった二つのスピノフ作業である。

- (1) Особо приложение к тому 9 законов о состояниях. Высочайше утвержденные 19 февраля 1861 года положения о крестьянах, вышедших из крепостной зависимости с дополнением к оным по 31 марта 1863 г. // Свод законов Российской империи, издания 1863 года. Т.9, СПб., 1863; Законы о состояниях // Свод законов Российской империи, издания 1876 года. Т.9, СПб., 1876.
- (2) Законы судопроизводства гражданского // Свод законов Российской империи, издания 1876 года. Т.10, ч.2, СПб., 1876.
- (3) Гражданские законы (Свод законов, том X, части 1.) с разъяснением их по решениям Правительствующего сената. Изд.14-е, СПб. - М., 1880. 本書は日本立法資料全集の一巻として近年復刻された『司法官蔵版』『徳西田民法』明治一五年（井田兼 訳）の底本である。
- (4) А.Е.Нос. Русские гражданские законы. Ч.1 - 2. М., 1883 - 86. 第二部が二分冊からなっている。
- (5) Там же, ч.1, стр.
- (6) ノース法令集の欠陥について。Редакционная комиссия по составлению проекта гражданского уложения // Журнал

- гражданского и уголовного права, кн.8, 1885, стр.140; За месяц (Юридическая хроника). Труды комиссии по составлению нового гражданского уложения // Журнал гражданского и уголовного права, 1887, кн.2, стр.161°
- (7) А.Гожев, И.Цветков (сост.). Сборник гражданских законов (извлечения из всех томах Свода законов и других указаний). Т. - , СПб., 1885 - 86.
- (8) 第三卷が二つに分かれ、第一集に第五分冊、第六分冊を、第二集に補遺と索引を収録する。
- (9) Там же, стр.V; Д.И.Мейер. Русское гражданское право. Ч.1 - 2, Казань, 1858 - 59.
- (10) Редакционная комиссия по составлению проекта гражданского уложения, стр.150 - 52; За месяц (Юридическая хроника), стр.168 - 69.
- (11) Саксонское гражданское уложение. СПб., 1885.
- (12) Общее гражданское уложение Австрийской империи 1811 г. СПб., 1884.
- (13) Гражданское уложение Цюрихского кантона. СПб., 1887.
- (14) Швейцарский союзный закон об обязательствах 14 июня 1881 г. СПб., 1891.
- (15) Гражданское и торговое уложение княжества Сербии 1844 и 1860 гг. СПб., 1887.
- セルビア民法典については、伊藤知義「セルビア民法典(一八四四年)の比較法的位置づけ」『比較法研究』第五九号、一九九七年、および同「セルビア民法典(一八四四年)の成立背景」『民法学と比較法学の諸相』山田正男・五十嵐清・藪重夫先生古稀記念、信山社、一九九七年、を参照された。
- (16) Прусские законы об опеке и о дееспособности несовершеннолетних. СПб., 1886.
- (17) 詳細は不明だが、アルメニア出身のスウエーデン人イグナス・ムラジャ・ドーン(一七四〇—一八二四)の『オスマン帝國概観』(Gnase Mouradjä d'Ohsson. *Tableau général de l'Empire Ottoman*. Paris, 1787 - 1820)から、関連箇所を抜粋したものと想われる。
- (18) Калифорнийское гражданское уложение 1873 г. СПб., 1892.
- カリフォルニア州民法典は成文化された英米法という位置づけに加えて、特にその法人論が起草小委員会の関心を集めた。民法集成の手薄な箇所だったからである。
- За месяц (Юридическая хроника). Труды комиссии по составлению гражданского уложения // Журнал гражданского и уголовного права, 1890, кн.10, стр.109 - 10.

- (19) С.И.Зарудный. Гражданское уложение Итальянского королевства и русские гражданские законы. Ч.1 - 2. СПб., 1869; Его же. Торговое уложение Итальянского королевства и русские торговые законы. СПб., 1870.
- (20) К.Змиров. О недостатках наших гражданских законов // Журнал гражданского и уголовного права, 1882, кн.8, стр.73 - 74. イタリア王国民法典とは一般則から各側へと法典の構成が論理的で、依って立つ原則が明解だというのが理由であった。
- (21) В.Дутевич. Польское ипотечное право. СПб., 1888.
- (22) А.Ф.Поворинский (сост.). Систематический указатель русской литературы по гражданскому праву. Изд.1-е, СПб., 1886; изд.2-е, СПб., 1904. 本書の歴史的価値は、体制転換後の今日になって再発見された。二〇〇一年に、第二版追録をもとに文献を補充した第三版が刊行されている(収録タイトルは一八、一七五)。Его же. Систематический указатель русской литературы по гражданскому праву. 1758 - 1904 гг. Изд.3-е, М., 2001.
- (23) Его же. Систематический указатель русской литературы по судопроизводству и судопроизводству, гражданскому и уголовному праву. Т.1, СПб., 1896; Т.2, СПб., 1905. この目録は、裁判諸法の見直しを進めたムラヴィヨフ委員会の準備資料として作成された。ポヴォーリンスキーはさらに刑法文献目録の作成も企図していたようであるが、早過ぎる彼の死がこれを許さなかった。注22に掲げた。民法文献目録、第三版に、
 ・ シロフヴォストの手になるポヴォーリンスキー評伝がある。
- (24) Замечания о недостатках действующих гражданских законов. СПб., 1891. 寄せられた意見は内容別に分類され、通し番号を付した上で批判をしている条文の順序に沿って配列された。このため『現行民法の欠陥』は、民法集成の一種の註釈書となっている。ここに普通裁判所の裁判言だけでなく、治安判事の主張も収録されている点が興味深い。
- (25) Редакционная Комиссия по составлению проекта гражданского уложения, стр.154 - 55.

2 スピンオフニ作業

起草小委員会はしばしばその活動の遅れを批判され、作業の進捗状況をかつてクニリムが編集していた『民刑法雑誌』で再三にわたって弁明しなくてはならなかった。¹⁾もとより、民事法令の収集、外国法の翻訳、文献目録の作成、実務家からの意見聴取と、八〇年代の小委員会は広く仕事をしているからこの批判には根拠はない。ただ問題があるとすれば、八二年五月の皇帝の命が編纂の手順を定めてはいても、その具体的日程を取り決めなかったことである。このため起草小委員会は、民法典に隣接する制度の取り纏めを求められたとき、本務と合わせてこちらにも多くの労力を費やさざるを得なくなった。それが土地法と後見法の整備である。

先ず土地法の整備とは、一八九二年の「不動産登記法案」とこれに関連する三つの法案に結実した不動産登記制度 ипотечная система を導入する試みである。²⁾小委員会の発足に先立つ一八八一年五月、国家評議会はいわゆる「不動産に対する権利の強化」 укрепление прав на недвижимое имущество の方法について、不動産登記簿 крепостная книга への記載を以て公示手段と定めること、登記簿に記載を受けた権利（所有権、用益物権、抵当権）については対世的な効力を認めること、これらの権利相互間では先に記載された権利が優先すること等、五八項目の原則を纏めていた。³⁾これを承け翌八二年一月三日の法律が、民法典草案の完成を俟たずに先に立法化を図る予定で、起草小委員会にこの原則の具体化を指示したのである。⁴⁾

現行の物権変動の公示手段は、「大改革」期の「公証制度に関する規程」（一八六六年四月一四日法）で定められた公証方式 нотариальная система であつた。⁵⁾例えば不動産の売買では、当事者は公証人の下で売買契約書 купчая крепость を作成し、この写しを一年以内に当該不動産の所在地を管轄する上級公証人に提出して、内容の確認

утверждение)を受けねばならない(公証 第一五七条、第一五八条、第一六一一条)。土地の所有権は、この確認を以て移転するからである⁽⁶⁾。上級公証人が署名し確認を受けた文書は公正証書保管所 нотариальный архив で管理され、当事者にはその謄本が渡される(公証 第一七〇条、第一七一条)。

この方式は一六・一七世紀のモスクワ・ロシアに淵源する証書登録制度をモダニズしたものであった。不動産の取引に法律専門職である公証人と上級公証人——何れも司法改革の副産物である——を重層的に関与させて、実態的な裏付けのない土地取引を排除しようと努めたところに、立法者の工夫が垣間見られる。しかし公証方式では物権変動があったことを外からは容易に認識し得ないから、依然公示方法としては不十分と言わざるを得ない。このため古くは官房第二部が、また一八六七年からは司法省が、登記制度の導入を模索していたところであった。登記自体は国内でも、バルト三県(バルト民法)や王国領のポーランド(ポーランド抵当法)にある旧知の制度だったからである。それがこの時期に急展開するのは、解放後急速に土地を失い没落していく貴族身分の救済のために、不動産金融の整備を急ぐ必要が生じたためで、周知のように国が貴族土地銀行を設立するのは一八八五年のことであった⁽⁷⁾。

作業はクニリムを座長とする作業部会を小委員会の中に立ち上げ、その原案を小委員会が検討する形で進められた。作業部会原案の確定は一八八五年、小委員会原案が出たのは八八年である⁽⁸⁾。小委員会の案は、登記の編成方式は個々の不動産を単位とする物的編成主義とすること、登記が必要な権利を不動産に対する所有権、用益物権、抵当権の三種とすること、約定によりこれらの権利を取得するときは登記を成立要件とすること、但し抵当権については約定のもの、法定のもの別を問わず、常に登記が成立要件であること等をうたっている⁽⁹⁾。

一八九二年の起草小委員会確定案は八八年案をさらに手直したもので、これには立法理由を述べた法案付帯説明書がある⁽¹⁰⁾。各法案は関係の省庁に送付され、その後九六年一二月に、寄せられた意見に基づいて四法案を再検討した修正

案を、小委員会は国家評議会上程した⁽¹³⁾。修正案にも立法理由を逐条的に解説した法案付帯説明書がある⁽¹⁴⁾。

結局八二年一月に登記改革に着手してから一五年で、漸く立法手続まで辿り着いたのである。実体民法の改革と密接に関わる領域とはいえ、肝心の物権法の改革が九〇年代に進んだことを考えると、これは如何にも迂遠であつて、手順としては些かバランスを欠いている。小委員会の怠惰を詰る陋巷の批判も、こういう意味では正当である。

後見法の整備事業は、一八八四年二月のアレクサンドル三世の命に端を発する。一二月一日、皇帝は「後見制度の極めて満足の行かない状況に鑑み」、民法典草案の完成を俟たず速やかに、現行制度の改革案を国家評議会上程するよう命令した⁽¹⁵⁾。

登記制度の改革と同じく、これもまた長年の懸案事項であつた。後見法の再考はすでに一九世紀初頭に始まつており、今日知られているだけでも、フランス法を範に採つた一八一〇年のスペランスキー案、三七年の司法省案、さらに四七年の内務省案がある。四七年草案は官房第二部との協議を経て、再度五四年に国家評議会上出されている。また六〇年四月には、この四七(五四)年草案に内務・司法両省で手を加えた共同案が国家評議会上程された。翌年、共同案は審議未了で内務省へと差し戻されたが、内務省は六四年に新たな後見法の原案を、七四年にはこれを手直した修正案を発表した。——従つて、今回の改革はスペランスキーから始まつて六度目、内務省の作業を二回と見れば実に七度目の試みであつた⁽¹⁶⁾。

後見法の改革が絶えず浮上してくる背景に、制度自体の旧套性と、にも拘らずそれが有する汎用性があることは、かつて別のところですでに述べた⁽¹⁶⁾。その骨格が一八世紀第四半期に形成された古い制度でありながら、ヨーロッパ・ロシア四七県の年間後見件数は一九世紀末の時点で七〇、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇件に達するなど⁽¹⁷⁾、後見法の利用頻度はきわめて高かつたのである。

出された課題に起草小委員会は、(i) 後見監督機関、(ii) 未成年後見、(iii) 郷裁判所が管轄する農民身分における後見の三項目について、個別に案を練るところから作業を始めた。⁽¹⁸⁾ もつとも (iii) は識者の意見を聴くのが先決として後に廻され、最初に出たのは初めの二つを一本に纏めた「後見法案」である。⁽¹⁹⁾ この第一次案を叩き台に、さらに議論を重ねた修正案が一八九一年の小委員会確定案、「後見および保佐に関する法案」で、これには大部の法案付帯説明書が用意されている。⁽²⁰⁾

表3および表4として、一八八八年案と一八九一年案の章立てを掲げておこう。見られるとおり、九一年の確定案では後見法の規制対象が拡大している。新たに成年に関する規定が盛り込まれ(第二編第一章)、一編を設けて成年後見について定め(第三編)、「保佐」*попечительство* という名で統一された種々の財産管理制度が設計された(第四編)。八八年案が沈黙していた農民身分における後見についても、特則の形で組み込んでいる(第五編)。現行法での後見制度は貴族身分、都市身分、農民身分でそれぞれ別個の編成だったが、これにより形式の上では統一的で身分的な後見法が提供されることとなった。⁽²¹⁾ これも「国民の民法」の努力である。

不動産登記法の草案と同じく、この案は関係省庁や各県の貴族に送付され、彼らの意見が求められた。⁽²²⁾ 寄せられた回答を参考にして再修正案が固まるのは一八九六年で、九一年案を二つに分かって、第一編を「後見監督機関設置法案」、第二編を「後見法案」として再編集している。⁽²³⁾ 後見監督機関の組織法が分離したのは、この部分が一般県制(法律集成第二巻)の改正と密接に関連するからであろう。さらに九七年には、各法案の立法理由をこれも逐条的に開陳した法案付帯説明書が物された。⁽²⁴⁾ 両法案の国家評議会への上程は、この年四月三日である。⁽²⁵⁾

後見法の改革についても、登記改革と同じ評価が妥当する。家族法改革が進むのは一八九〇年代後半であり、喫緊の政策課題に振り回されて、起草作業の手順や焦点が曖昧化した観は否めない。

表3 後見法案 (1888)

第一編	後見監督機関 (1 - 13)
第二編	(14 - 137)
第1章	後見の設定および後見人の任命 (14 - 36)
第2章	後見人による財産の引き受け (37 - 39)
第3章	後見事務における後見人の権利と義務 (40 - 85)
第4章	後見人に対する監督および後見人の責任 (86 - 104)
第5章	後見人の解任および新後見人の任命 (105 - 111)
第6章	後見の終了 (112 - 116)
第7章	家族会 (117 - 133)
第8章	後見に関する協議への親族および未成年者の参加 (134 - 137)

括弧内は条文番号。

表4 後見および保佐に関する法案 (1891)

第一編	(1 - 16)
第1章	通則 (1 - 2)
第2章	後見監督機関 (3 - 11)
第3章	後見監督機関に対する不服の申し立て (12 - 16)
第二編	未成年者に対する後見 (17 - 194)
第1章	未成年者の年齢および権利能力 (17 - 41)
第2章	両親の後見 (42 - 56)
第3章	血族および第三者の後見 (57 - 194)
第1節	後見の設定および後見人の任命 (57 - 79)
第2節	後見人による財産の引き受け (80 - 86)
第3節	後見事務 (87 - 129)
第4節	後見人に対する報酬 (130 - 132)
第5節	後見人に対する監督および後見人の責任 (133 - 151)
第6節	後見人の解任 (152 - 158)
第7節	後見の終了 (159 - 162)
第8節	家族会 (163 - 188)
第9節	後見に関する協議への親族の参加 (189 - 194)
第三編	成年者に対する後見 (195 - 234)
第1章	精神病者に対する後見 (195 - 221)
第2章	聾者、啞者および盲者に対する後見 (222 - 226)
第3章	浪費者に対する後見 (227 - 234)
第四編	保佐 (235 - 282)
第1章	通則 (235 - 245)
第2章	引き受け手のない遺産に対する保佐 (246 - 250)
第3章	遺言および遺産分割をめぐる紛争における保佐 (251 - 254)
第4章	不在者または失踪者の財産に対する保佐 (255 - 282)
第1節	不在者の財産に対する保佐 (255 - 260)
第2節	失踪者の財産に対する保佐 (261 - 282)
第五編	郷裁判所の管轄下にある村落住民に対する後見および保佐 (283-309)

括弧内は条文番号。

(1) Редакционная комиссия по составлению проекта Гражданского Уложения // Журнал гражданского и уголовного права, 1885, кн. 8. За месяц (Юридическая хроника). Труды комиссии по составлению нового гражданского Уложения // Журнал гражданского и уголовного права, 1887, кн. 2. За месяц (Юридическая хроника). Труды

Комиссия по составлению гражданского уложения // Журнал гражданского и уголовного права, 1890, кн.10. 『民法雜誌』を刊行していたペテルブルク法律協会が官界と密接な連携を保ち、司法省のスポークスマンの存在であったことについては「近代ロシア法學史序説」七六〇七七頁を参照。

- (2) 以下の四つの法案である。条文数は合計七六八条という大部の法案であった。Учреждение вотчинных установлений. Проект. СПб., 1892. Вотчинный устав. Проект. СПб., 1892. Правила об обеспечении недвижимым имуществом договоров с казною и с кредитными установлениями. Проект. СПб., 1892. Положения о порядке выскания с недвижимых имений, находившихся в местностях, где введен в действие вотчинный устав. Проект. СПб., 1892. なおロシア語の語彙は通常は「抵当権」の意味で用いられるが、広義には不動産登記制度のことを言ひ(Г.Ф.Шершеневич. Учебник русского гражданского права (по изданию 1907 г.). М., 1995, стр.148)。登記制度が抵当権の公示方法から発展したという沿革をこれはよく反映した用法である。

(3) ПСЗ, собр.3, т.1, No.176, 1881 5/19. この法律の付則が、本文に述べた原則を定めている。

(4) ПСЗ, собр.3, т.2, No.1160, 1882 11/3.

(5) ПСЗ, собр.2, т.41, No.43186, 1886 4/14. 同法は司法改革のバイ・プロダクトである。公証方式については,Э.И.Гельвих. Охранительное Судопроизводство // И.Е.Энгельман. Курс русского гражданского судопроизводства. Изд.3-е, Юрьев, 1912, стр.520 - 28; Шершеневич, Указ. соч., стр.145 - 48 を参照。

(6) 上級公証人が確認した文書を権限確認文書(крепостной акт)公証人によつて作成された文書を公証人文書(ногаридальный акт)と呼ぶ(公証 第七九条)。公証方式とは、不動産の権利関係に関する公証人文書(三名の証人の立ち会ひの下で公証人が作成した売買契約書)を、上級公証人による確認を通じて権原確認文書に変えることに他ならない(公証 第一五七条)。

(7) 八一年原則に結実する登記制度の改革については、Общий обзор деятельности Министерства юстиции и Правительствующего сената за царствование Императора Александра . СПб., 1901, стр.45 - 47; Министерство юстиции за сто лет, 1802 - 1902. Исторический очерк. СПб., 1902, стр.169 - 70 を参照。国立貴族土地銀行は、一八八五年六月三日法により設立された(ПСЗ, собр.3, т.5, No.3016, 1885 6/3)。不動産を担保に「世襲貴族—土地所有者」に対して長期の貸付を行なうことが、その目的とされる(第一條)。

(8) 不動産登記法案の作業格過については、Редакционная комиссия по составлению проекта гражданского уложения,

- стр.156 - 60; За месяц (Юридическая хроника) // Журнал гражданского и уголовного права, 1887, кн.2, стр.172 - 74; 1890, кн.10, стр.112 - 14°
- (9) 地帯小委員会設置の建議ニツキテ Проект вотчинного (ипотечного) устава // Журнал гражданского и уголовного права, 1882, кн.9, 10°
- (10) Проект вотчинных уставов с объяснительной запиской. СПб., 1893; Проект учреждения вотчинных уставов с объяснительной запиской. СПб., 1893.
- (11) 起草小委員会の不活動原因を調査するに對する關係者の意見書 Свод замечаний на проекты Учреждения вотчинных уставов, Вотчинного устава, Правил об обеспечении недвижимым имуществом договоров с казною и с кредитными учреждениями. Положения о порядке взыскания с недвижимых имений. СПб., 1895°
- (12) 地帯小委員会の設立の建議書 Всеподданнейший доклад министра юстиции о закрытии Реляционной комиссии по составлению проекта гражданского уложения // Журнал министерства юстиции, 1906, No.1, стр.62 以下。小委員会の修正案は次 6466° Учреждение вотчинных уставов. Проект. СПб., 1896; Вотчинный устав. Проект. СПб., 1896; Правила об обеспечении недвижимым имуществом договоров с казною и с кредитными учреждениями. Проект. СПб., 1896; Положение о порядке взыскания с недвижимых имений, находящихся в местностях, где введен в действие вотчинный устав. Проект. СПб., 1896.
- (13) Проект учреждения вотчинных уставов, с объяснениями. СПб., 1896; Проект вотчинных уставов, с объяснениями. Т.1 - 2. СПб., 1896; Проект правил об обеспечении недвижимым имуществом договоров с казною и с кредитными учреждениями, с объяснениями. СПб., 1896; Проект положения о порядке взыскания с недвижимых имений, находящихся в местностях, где введен в действие вотчинный устав, с объяснениями. СПб., 1896.
- (14) Всеподданнейший доклад, стр.62. Общий обзор деятельности Министерства юстиции, стр.44. 後見制度の改革を求め 國家評議會意見を 皇帝が容れたのである。このローレクサントル三世は、各郡の貴族後見所の統廃合を進める法案を裁可 した (ПСЗ, собр.3, т.4, No.2586, 1884 12/11)°
- (15) 詳しくは「近代ロシアの後見法制」一三三―一三八頁。
- (16) 後見法の旧習性と汎用性については、「近代ロシアの後見法制」八―一八―二五頁を参照。

- (17) 「近代ロシアの後見法制」 二三頁。
- (18) 以下、後見法の整備過程については、За месяц (Юридическая хроника) // Журнал гражданского и уголовного права, 1890, кн.10, стр.114 - 16°。
- (19) これは以下に公表された。Новый проект опекунского устава (Текст проекта) // Юридический вестник, 1889, No.5, стр.114 - 16°。
- (20) Проект устава об опеках и попечительствах. СПб., 1891; Проект устава об опеках и попечительствах, с объяснительною к нему запискою. СПб., 1891.
- (21) 起草小委員会の構想について詳しくは、「近代ロシアの後見法制」 三八―五九頁。
- (22) 九一年案に対する関係者の意見は、Свод замечаний на проект устава об опеках и попечительствах. Т.1 - 2, 1894°。
- (23) Учреждение опекунских установлений. Проект. СПб., 1896; Опекунский устав. Проект. СПб., 1896.
- (24) Проект учреждения опекунских установлений с объяснениями. СПб., 1897; Проект опекунского устава с объяснениями. СПб., 1897.
- (25) Всенароднейший доклад, стр.63.

3 草案起草期

二つのスピノフ作業の結果、本体業務の草案起草は遅れがちで、一八九〇年には小委員会自らその模様を「前途遼遠」 не скоро と告白しなくてはならない状況であった。^[1] この時点で原案の起草が済んでいたのは、次の個所である。

総則——基本原則、成年、法律行為
 家族——婚姻、嫁資、婚姻の財産上の効果、扶養、親権、後見と保佐。

物権——財産の種類、相隣関係、永久用益権

相続——法定相続。

債務——総則、贈与、売買、使用貸借、消費貸借、請負、問屋、寄託、雇用、委任、保証。

過去の実績を紹介して、起草小委員会は翻訳等の起草資料二四点、個々の草案三二本と述べるものの、確かにこの現状では先は遠い。¹⁾

状況が動き出すのは、登記と後見のそれぞれについて関係省庁に送るべき最初の案が確定しスピノフ作業が一山を越えた、一八九〇年代前半であつた。先ず第一分冊「総則」について、一八九四年に原案が、翌年に法案付帯説明書が纏められた。起草に当たつたのはマルイシエフで、消滅時効の個所のみ追加委員のB・Φ・ムーヒンが担当している。²⁾ また第四分冊「相続」については、前章で触れたリフテルが早々に法定相続の個所を脱稿したので、八九年一月から起草小委員会全体会議が開かれた。しかしこちらは、成案を得るには至っていない。相続法の大々的な改革を目指して、小委員会が遺留分制度の調査検討に入ったため——氏族財産 *родное имуществ* の制度を廃止し、遺留分の新設を以てこれに代えるというのがその構想である³⁾、作業の中断を余儀なくされたからである。結局、全体会議は九〇年四月に閉会となり、小委員会は先に第五分冊「債務」の起草に掛かつている。⁴⁾

作業が難渋する中で、起案の進行を左右したのは再び外からのプッシュであつた。一八九七年三月一〇日、皇帝は国家評議会の意見を容れて改めて法相に命を発し、民法集成が抱える問題のうち、「その欠陥が実務を通して明らかであり、民法典の起草作業とは独立に是正可能な個所」については、直ちに法改正に入るよう指示を下した。具体的には、この年一月一日までに、小委員会がすでに仕上げた草案の中から右の要請に叶うものを評議会へと上程せよと言つた。

である。⁽⁶⁾

これを承け、司法省¹¹起草小委員会は過去の作業の絞り込みを行なった。同年二月二十九日に裁可された起草小委員会の臨時予算に関する法律が、小委員会の以後の行動日程を定めている。⁽⁷⁾

(i) 一八九八年初頭に上程すべき法案——夫婦の別居（夫婦同居義務の免除）に関する法案、婚外子の地位の改善に関する法案

(ii) 一八九八年の間に上程すべき法案——文学的・音楽的・美術的所有権に関する法案（著作権法案）。

(iii) 一九〇〇年一月二日までに上程すべき法案——民法典第五分冊「債務」。

(iv) 工程表の提示——法相は小委員会の一九〇一年度予算の審議までに、起草作業の終了を視野に入れた一九〇一年、一九〇二年の活動計画を国家評議会に提出しなくてはならない。

この日程は、一九〇一〜〇二年には全ての起草作業を終了するよう、緊急のもの、すでに稿を了えたものから国家評議会に上程して立法化を図れ、と述べるに等しい。起草小委員会の上部組織であったはずの特別委員会はバイパスされ、小委員会が直接国家評議会に法案を提出する恰好である。「起草小委員会 特別委員会 国家評議会」という八二年の作業手順は、事実上放棄されたのである。

ここで成立を急ぐべく言及された法案の中に、(iii)の「債務」が挙がっているのは分かり易い。九〇年に相続法の起草作業を停止してこの方、小委員会が重点的に取り組んできた課題であったからである。また(i)の別居も、ジャーナリズムが広く夫のDV問題を取り上げた八〇年代初頭以降、法曹界や論壇でコンセンサスを得ていたトピックだった。⁽⁸⁾同じく(i)の婚外子論もホットな主題で、七五年のロシア法曹会議においても報告があり、比較法的考察も含めて、九〇年代が始まる頃には主要な論点が出揃っていた。⁽⁹⁾従って、(i)の二つの項目も立法化の準備は整っていたのである。しかも婚

外子に関しては、政府自身がすでに改革に踏み出している。一八九二年三月二日の法律は、全身分共通の統一な養子制度の創設と合わせて、新たに後婚準正の制度を設けている。⁽¹⁰⁾

問題は、一見唐突な観もある⁽ⁱⁱ⁾の著作権である。これは当時の大陸諸国における知財法をめぐる状況と関連がある。一八八三年の「工業所有権の保護に関するパリ条約」、八六年の「文学的及び美術的著作物の保護に関するベルヌ条約」、そして九六年のパリにおけるベルヌ条約の追加アクトと、ここでは多国間での国際的な取組みが始まっていた。対応を迫られたロシア政府は国内法制の整備を急ぎ、工業所有権についてはロシア技術協会と産業政策を所管する大蔵省の主導の下に、「発明および改良に対する特典についての規程」、すなわち新しい特許法が一八九六年に生まれている。⁽¹¹⁾ベルヌ条約未加盟であった著作権の場合も同じで、それまで二国間協定で関係の調整に努めていたロシアであったが、当其次第に孤立を深めていた。フランスと一八六一年に締結したこの分野での最初の条約は、八五年に破棄されていた。⁽¹²⁾政府は条約への加盟を視野に入れつつ、ニコライ一世期に遡る現行著作権法制の改革の道を模索していた。

民法典の編纂は、この文脈ではロシアが知的財産権を規律する国際秩序に参入していく試みである。革命前のロシアの「古さ」を説く余り、往々にして見落とされるが、国際化というこの論点は無視されてならない。

九七年二月二十九日の法律に基づき、国家評議会に「夫婦別居の許可に関する規則」が出されたのは一八九八年四月、「私生子の地位の改善に関する規則」が出たのは翌五月、そして「文学的、音楽的、美術的作品の著作権に関する規則」の上程は同年二月のことであった。⁽¹³⁾最初の二つは草案第二分冊「家族」の、また著作権法は草案第三分冊「物権」の一部である。さらに第五分冊「債務」については、小委員会は年明けの九九年一月一〇日から四月九日まで全体会議を開催して最終案を確定し、⁽¹⁴⁾同年二月九日にこれを国家評議会に提出した。⁽¹⁵⁾これには五巻からなる龐大な法案付帯説明書がある。⁽¹⁷⁾

表5 起草小委員会案の確定

小委員会審議日時	議題	審議回数	第一草案	第二草案
1899 1/10 ~ 4/9	第五分冊「債務」	59	1899	1903
1899 9/29 ~ 12/23	第二分冊「家族」	26	1902	1904
1900 4/1 ~ 12/23	第三分冊「物権」	40	1902	1904
1901 1/12 ~ 1/19	第二分冊「家族」	1	1902	1904
1901 2/26 ~ 5/23	第四分冊「相続」	22	1902	1905
1901 10/5 ~ 11/28	第一分冊「総則」	17	1903	1905
1902 3/16 ~ 3/22	第一分冊「総則」			

典拠：Гражданское уложение. Проект Высочайше учрежденной Редакционной Комиссии по составлению Гражданского Уложения, с объяснениями. Кн.1. Положения общие. СПб., 1903, стр.V; Кн.2. Семейственное право. Т.1, СПб., 1902, стр.VI; Кн.3. Вотчинное право. Т.1, СПб., 1902, стр.XV; Кн.4. Наследственное право. СПб., 1903, стр.CXLVII; Кн.5. Обязательства. Т.1, СПб., 1899, стр.LVI.

表6 民法典草案第一分冊「総則」(1903)

第一編 人 (1 - 12)
第1章 自然人 (1 - 12)
第2章 法人 (13 - 30)
第二編 財産 (31 - 53)
第1章 性状に基づく財産の区分 (31 - 49)
第2章 帰属主体に基づく財産の区分 (50 - 53)
第三編 権利の発生と消滅 (54 - 91)
第1章 権利の発生および消滅の方法 (54 - 56)
第2章 法律行為および法的文書 (57 - 59)
第3章 強迫、錯誤および詐欺 (60 - 66)
第4章 代理 (67 - 71)
第5章 条件と期限 (72 - 85)
第6章 法律行為の効力 (86 - 91)
第四編 権利の保護 (92 - 124)
第1章 権利を保護する方法 (92 - 98)
第2章 消滅時効 (99 - 124)

括弧内は条文番号。

参照されたい。日程的にはかなりの無理があったと思われ、前述のように〇一年にクニリムが倒れている。確定案の発表は第二分冊が一九〇二年、最後の第一分冊が一九〇三年であった。¹⁸⁾先行した第五分冊の場合と同じく、その何れ

草案第五分冊は直ちに關係各方面に配布され、これに対する意見が求められた。起草小委員会が猛然と原案の取り纏めに着手するのは、この頃からである。その経過はかなり慌ただし。先ず第二分冊「家族」について九九年秋に実質的な審議を了えると、翌年春から年末まで第三分冊「物権」を語り、次いで年明け一九〇一年二月から第四分冊「相続」の検討に入った。以上を続けて小委員会では一九〇一年秋から翌春にかけて、残った第一分冊「総則」を討議した。小委員会での審議期間や審議回数の詳細については、次の表5を

表7 民法典草案第二分冊「家族」(1902)

-
- 第一編 婚姻結合 (1 - 260)
 - 第1章 通則 (1 - 51)
 - 第2章 婚約 (52 - 59)
 - 第3章 婚姻の締結 (60 - 88)
 - 第4章 婚姻の証明 (89 - 95)
 - 第5章 改宗者の婚姻 (96 - 101)
 - 第6章 国外におけるロシア国民の婚姻 (102 - 105)
 - 第7章 ロシア国内における外国人の婚姻 (106 - 107)
 - 第8章 夫婦の人格上の権利義務 (108 - 115)
 - 第9章 夫婦の財産上の関係 (116 - 140)
 - 第10章 夫婦別居の許可 (141 - 156)
 - 第11章 婚姻の解消 (157 - 207)
 - 第12章 カトリックの卓床離婚 (208 - 215)
 - 第13章 婚姻の無効 (216 - 260)
 - 第二編 両親と子の結合および氏族結合 (261 - 391)
 - 第1章 嫡出子 (261 - 311)
 - 第2章 婚外子 (312 - 324)
 - 第3章 婚外子の任意認知 (325 - 336)
 - 第4章 準正 (337 - 349)
 - 第5章 養子縁組 (350 - 366)
 - 第6章 里子 (367 - 369)
 - 第7章 氏族結合 (370 - 376)
 - 第8章 氏族または配偶者による扶養 (377 - 391)
 - 第三編 未成年者および後見の下にある成人の権利能力 (392 - 409)
 - 第四編 後見と保佐 (410 - 584)
 - 第1章 未成年者に対する後見 (410 - 543)
 - 第2章 精神疾患、聾、啞、浪費または常習的飲酒により無能力を宣告された成年に対する後見 (544 - 551)
 - 第3章 保佐 (552 - 562)
 - 第4章 郷裁判所の管轄下にある農民に対する後見および保佐 (563 - 584)
 - 第五編 身分証書 (585 - 626)
 - 第1章 通則 (585 - 596)
 - 第2章 出生証書 (597 - 601)
 - 第3章 婚姻証書 (602 - 611)
 - 第4章 死亡証書 (612 - 618)
 - 第5章 国外または海上における出生証書、婚姻証書、死亡証書 (619 - 621)
 - 第6章 教会簿の更正 (622 - 626)
-

表8 民法典草案第三分冊「物権」(1902)

第一編	総則 (1 - 15)
第二編	所有権 (16 - 134)
第1章	通則 (16 - 38)
第2章	公益のための所有権の制限 (39 - 48)
第3章	隣人のための所有権の制限 (49 - 74)
第4章	共有 (75 - 95)
第5章	不動産に対する所有権の取得 (96 - 97)
第6章	動産に対する所有権の取得 (98 - 134)
第三編	占有 (135 - 174)
第1章	通則 (135 - 139)
第2章	占有の保護 (140 - 148)
第3章	違法な占有に対する責任 (149 - 164)
第4章	取得時効 (165 - 174)
第四編	他物権 (175 - 287)
第1章	通則 (175 - 184)
第2章	永小作権 (185 - 198)
第3章	用益権 (199 - 241)
第4章	役権 (242 - 276)
第5章	物的負担 (277 - 287)
第五編	抵当および質 (288 - 420)
第1章	不動産抵当 (288 - 357)
第2章	動産質 (358 - 420)
第六編	土地に対する権利の特殊形態 (421 - 512)
第1章	包括世襲財産 (421 - 465)
第2章	農民分与地 (466 - 512)
第七編	著作権 (513 - 578)
第1章	文学著作権 (514 - 549)
第2章	音楽著作権 (550 - 558)
第3章	演劇、音楽、楽劇作品の公開利用権 (559 - 563)
第4章	美術的著作権 (564 - 578)
第八編	発明、商標、商号に対する権利 (579 - 590)
第1章	発明権 (579 - 581)
第2章	商標権 (582 - 584)
第3章	商号権 (585 - 590)

括弧内は条文番号。

二月九日の国家評

された一九〇四年

皇帝によつて裁可

のと推測される。

余裕はなかつたも

字に付する時間的

た意見を集約し活

たので、寄せられ

他の分冊より遅れ

第一分冊の確定が

は詳らかでないが、

第一分冊について

めている。⁽²⁰⁾最後の

た。第五分冊の場合は一九〇二年に、第二、第四分冊については一九〇三年に、起草小委員会は各省庁の草案意見を纏めていた。最後の第一分冊については、これら第一分冊、第五分冊を総称して、民法典第一草案と呼んでおこつた。表6、表10はそれぞれの分冊の編別である。見られるとおり、条文には分冊ごとに番号が打たれ、その総数は二、六七三条であつた。次なる課題は、第一草案に対して寄せられた様々な意見を整理した上で、これに基づき修正案を作成することにあつた。印刷された成案は、これも第五分冊同様に、各省庁へと送られ

表9 民法典草案第四分冊「相続」(1902)

第一編	総則 (1 - 10)
第二編	法定相続 (11 - 38)
第1章	通則 (11 - 13)
第2章	嫡出関係にある親族の相続 (14 - 21)
第3章	婚外子および養子の相続 (22 - 27)
第4章	配偶者の相続 (28 - 32)
第5章	相続人のいない財産 (33 - 38)
第三編	遺言相続 (39 - 120)
第1章	通則 (39 - 46)
第2章	遺言の方式 (47 - 65)
第3章	遺言の内容 (66 - 88)
第4章	遺言の失効 (89 - 95)
第5章	遺言の執行 (96 - 120)
第四編	遺留分 (121 - 143)
第五編	相続の特別手続 (144 - 167)
第1章	包括世襲財産における相続 (144 - 166)
第2章	農民身分の相続 (167)
第六編	相続財産の取得 (168 - 212)
第1章	相続の承認および放棄 (168 - 182)
第2章	相続承認の効果 (183 - 198)
第3章	相続財産の保全、相続人の呼出しおよび放棄された相続財産の管理 (199 - 204)
第4章	相続権の承認および遺言の検認 (205 - 212)
第七編	遺産分割および分与 (213 - 227)
第1章	遺産分割 (213 - 216)
第2章	分与 (217 - 227)

括弧内は条文番号。

議会の命により、起草小委員会は、一九〇五年末までに全ての作業を終了するよう求められたからである。⁽²¹⁾

このため急ピッチで修正案の作成が進められた。やはり第五分冊が先行して一九〇三年に活字となり、次いで一九〇四年に第二分冊と第三分冊、そして最後に第一分冊と第四分冊が一九〇五年に発表された。⁽²²⁾ これらを第二草案と呼ん

でおこう。条文の総数は二、六四〇条で、第一草案と異なり、番号は第一分冊から通しで打たれている。なお第五分冊は、このとき表題を「債務法」Обязательственное право と改めた。

第二草案は、一九〇五年二月二十九日、起草小委員会から司法大臣へと提出された。⁽²³⁾ 残された仕事は、新しい民法典の成立に備えて必要な措置を講ずることであった。先ず民法典施行法草案がマルイシエフにより起草され、一九〇五年一月から二月まで、小委員会で五回にわたって検討された。⁽²⁴⁾ これはその付帯説明書とともに、翌一九〇六年に公表されている。⁽²⁵⁾ さらに同年、補充作業の第二として、起草小委員会は民法典の施行に伴い改廃が予定される法律集成の条

表10 民法典草案第五分冊「債務」(1899)

総則 (1 - 3)
第一編 契約に因る債務一般 (4 - 183)
第1章 契約 (4 - 64)
第2章 契約の履行 (65 - 138)
第3章 債権の譲渡および契約に因る債務の移転 (139 - 152)
第4章 契約に因る債務の終了 (153 - 165)
第5章 連帯債務および連帯債権 (166 - 183)
第二編 契約に因る債務の各則 (184 - 1044)
通則 (184 - 185)
第1章 売買 (186 - 235)
第2章 先買 (236 - 240)
第3章 交換 (241)
第4章 贈与 (242 - 276)
第5章 質貸借 (277 - 332)
第6章 使用貸借 (333 - 347)
第7章 消費貸借 (348 - 363)
第8章 寄託 (364 - 392)
第9章 雇傭 (393 - 439)
第10章 請負 (440 - 462)
第11章 運送 (463 - 504)
第12章 委任 (505 - 545)
第13章 問屋 (546 - 565)
第14章 手形
第15章 指図 (指図証書) (566 - 576)
第16章 小切手 (577 - 588)
第17章 無記名債権証書 (589 - 604)
第18章 組合 (605 - 923)
第19章 学術団体、慈善団体およびその他の公益団体 (924 - 936)
第20章 保険 (937 - 985)
第21章 終身定期金および終身扶養 (986 - 999)
第22章 博戯および賭事 (1000 - 1003)
第23章 富籤 (1004 - 1008)
第24章 保証 (1009 - 1035)
第25章 和解 (1036 - 1044)
第三編 契約に因らない債務 (1045 - 1106)
第1章 懸賞広告 (1045 - 1048)
第2章 事務管理 (1049 - 1058)
第3章 不当利得 (1059 - 1064)
第4章 不法行為 (1065 - 1106)

括弧内は条文番号。

文について、一覽を纏めて刊本とした。⁽²⁶⁾
 以上を以て、四半世紀に及んだ民法典の起草作業は終了した。一九〇六年一月四日、皇帝は起草小委員会の解散を命ずるのである。⁽²⁷⁾

- (1) За месяц (Юридическая хроника) // Журнал гражданского и уголовного права, 1890, кн.10, стр.119.
- (2) Там же, стр.117 - 19.
- (3) Гражданское уложение. Проект Высочайше учрежденной Редакционной Комиссии по составлению Гражданского Уложения, с объяснениями. Кн.1. Положения общие. СПб., 1903, стр.IV. 166-167の草案 およびその特説明書が、プロジェクト первой гражданского уложения. Общие положения. СПб., 1894; Проект книги первой гражданского уложения. Общие положения, с объяснениями. СПб., 1895 である。
- (4) 民法集成は所有権者の処分の自由に着眼して、不動産に氏族財産(родовое имущество (氏族伝来財産))、後得財産(благоприобретенное имущество) という下位概念を設けていた(民 第三九六条)。所有者が氏族財産を売却することも、これに抵当権を設定することも自由であるが、直近相続人以外の者に氏族財産を贈与することは認められず、遺言で氏族財産を処分することも許されない(民 第九六七条、第一〇六八条一項)。また氏族財産が売りに出された場合には、売主の直近相続人にその買戻権が認められる(民 第一三五五条一項)。——このように、氏族財産の制度は私的所有が未発達で財産が一族の共有物と観念され、その処分には氏族構成員全体の同意が必要だった時代の遺制である。この現状に、起草小委員会は買戻しという古風な制度を清算し、買戻制を遺留分の制度に置き換えるとともに、氏族財産、後得財産という不動産区分自体を廃止し、ちりこ考えたのである。明らかに、この構想は物権法と相続法の双方に跨がる一大変革であった。
- (5) Гражданское уложение. Проект Высочайше учрежденной Редакционной Комиссии по составлению Гражданского Уложения, с объяснениями. Кн.4. Наставственное право. СПб., 1903, стр.CXIV-VII. 全体会議は一八九九年一月一日から一八九〇年四月一日まで二九回にわたって開かれた。このときの起草小委員会の議事録は次のとおり。Журнал Редакционной Комиссии, Высочайше учрежденной для составления проекта Гражданского Уложения. Проект о наследовании (Заседания Комиссии с 10 ноября 1889 г. по 11 апреля 1890 г.); СПб., 1899.
- (6) Всеподданнейший доклад, стр.63. 166-167の草案は「1711年12月22日 法相は、ムラヴィエフである。無徳、皇帝が単独で行った命令を出す訳はなく、このときの国家評議会の決議の背景についてはならざる考察を必要とする。
- (7) ПСЗ, собр.3, т.17, No.14846, 1897 12/29.
- (8) 詳しくは、「ロシア婚姻法の展開」七三〜八〇頁。
- (9) 「近代ロシアの婚外出生」一四五〜四六頁。ロシア法曹会議では、弁護士、リャビチエーフスキーが婚外出子の法的地位

- を訂正するべく、準正制度を創設する必要があるとの報告をこしている（近代ロシア法學史序説「六四頁」）。
- (10) ПСЗ, собр.3, т.11, No.7525, 1891 3/12. 回法の因襲について「近代ロシアの婚外出生」一四六―五〇頁を参照。
- (11) ПСЗ, собр.3, т.4, No.12965, 1896 5/20. 回法の制定過程に関するわがわが書重な研究が、「近年フインランドで出たれこい № Anneli Aev. *Patents in Imperial Russia. A History of the Russian Institution of Invention Privileges under the Old Regime*. Helsinki, 1995.
- (12) 推政期の著作權法改正について、K.Stoyanovitch. *Le droit d'auteur dans les rapports entre la France et les pays socialistes*. Paris, 1959, pp.179 - 87 が、簡にこの脈を得た叙述を提供している。またヘルメ条約の側から見たロシアの問題状況を伝える著作「La Russie et la Convention de Berne.」*Le droit d'auteur*, 1888, No.12; “La propriété intellectuelle en Russie.” *Le droit d'auteur*, 1897, No.9, 10 が書重な研究。
- (13) Проект правил о разрешении раздельного жительства супругов с объяснениями. СПб., 1898; Проект правил об улучшении положения незаконнорожденных детей с объяснениями. СПб., 1898; Проект статей об авторском праве на литературные, музыкальные и художественные произведения с объяснениями. СПб., 1898. 法律草案の土曜田博士、Всеподданнейший доклад, стр.64 以下。
- (14) Гражданское уложение. Проект Высочайше учрежденной Редакционной Комиссии по составлению Гражданского Уложения. Кн.5. Обязательства. СПб., 1899.
- (15) Гражданское уложение. Проект Высочайше учрежденной Редакционной Комиссии по составлению Гражданского Уложения, с объяснениями. Кн.5. Обязательства. Т.1, СПб., 1899. стр.LVI. 上のこの全体会議は五九回に及んだ。
- (16) Всеподданнейший доклад, стр.64.
- (17) Гражданское уложение. Проект Высочайше учрежденной Редакционной Комиссии по составлению Гражданского Уложения, с объяснениями. Кн.5. Обязательства. Т.1 - 5, СПб., 1899.
- (18) Гражданское уложение. Проект Высочайше учрежденной Редакционной Комиссии по составлению Гражданского Уложения. Кн.1. Положения общие. СПб., 1903; Кн.2. Семейственное право. СПб., 1902; Кн.3. Вогчинное право. СПб., 1902; Кн.4. Наследственное право. СПб., 1902.
- (19) Гражданское уложение. Проект Высочайше учрежденной Редакционной Комиссии по составлению Гражданского

- Уложения, с объяснениями. Кн.1. Положения общие. СПб., 1903; Кн.2. Семейственное право. Т.1 - 2. СПб., 1902; Кн.3. Вочинное право. Т.1 - 3. СПб., 1902; Кн.4. Наследственное право. СПб., 1903.
- (20) Свод замечаний на проект книги пятой гражданского уложения об обязательстве. СПб., 1902; Свод замечаний на проект книги второй гражданского уложения о семейственном праве. СПб., 1903; Свод замечаний на проект книги третьей гражданского уложения о вочинном праве. СПб., 1903; Свод замечаний на проект книги четвертой гражданского уложения о наследственном праве. СПб., 1904.
- (21) Всеподданнейший доклад, стр.64.
- (22) Гражданское уложение. Проект Высочайше учрежденной Редакционной Комиссии по составлению Гражданского Уложения. Вторая редакция. Кн.1. Положения общие. СПб., 1905. Кн.2. Семейственное право. СПб., 1904; Кн.3. Вочинное право. СПб., 1904; Кн.4. Наследственное право. СПб., 1905; Кн.5. Обязательственное право. СПб., 1903.
- (23) Всеподданнейший доклад, стр.64 - 65. 第一草案について、本委員が編集した次の草案が、法律草案の要旨が抜粋され、逐条的に並べられたる。И.М.Тютрюмов (под ред.). Гражданское уложение. Проект Высочайше учрежденной Редакционной Комиссии по составлению Гражданского Уложения. (С объяснениями, извлеченными из трудов Редакционной Комиссии). Т. 1 - 2. СПб., 1910.
- (24) Введение // Проект положения о введении в действие Гражданского Уложения, с объяснениями. СПб., 1906.
- (25) Проект положения о введении в действие Гражданского Уложения. СПб., 1906; Проект положения о введении в действие Гражданского Уложения, с объяснениями. СПб., 1906.
- (26) Соображения Высочайше учрежденной Редакционной Комиссии для составления проекта гражданского уложения об измененных вызываемых постановлениями Проекта в Своде законов. СПб., 1906.
- (27) Всеподданнейший доклад, стр.57.

五 草案以後——一つの小括

凡そ四半世紀に及んだ編纂事業の結末は、ごく素つ気ないものとなった。一九〇五年の革命に因る、より正確には革命で国会が開設されたことに因る、立法作業の仕切り直しである。この年九月二三日の皇帝の命で、司法省から国家評議会に提出済みの諸法案、すなわち、(i)一八九六年一二月の登記改革の関連法案、(ii)九七年四月に上程の後見法制の改革案、(iii)一八九七年に早急に成立を図るよう求められ、民法典全体に先立つて九八年に上程された夫婦の別居と著作権に関する法案、(iv)同じく九七年に速やかな成立を求められ、九九年に上程された草案第五分冊「債務」について、全て司法省に差し戻すことが決まったのである。¹⁾ 革命で立法過程が激変する中、一連の法案は——漸く確定して司法省から評議会への上程を待つばかりであった第二草案ともども——、こつしてお蔵入りする結果に終わった。

草案を戻された司法省は、省内に特別審議会を設置して第二草案に寄せられた各省庁の意見の検討に従事しつつ、改めてこれらを国会に提出する機を窺っている。結局選択されたのは、一九一三年一〇月に第四国会に上程された草案第五分冊のように、単行法という形で草案の一部を個別に議会審議に委ねる道であった。³⁾ 確かに、その中には実際に法律になったものもある。著作権法は一九一一年三月二〇日に成立した。⁴⁾ DV対策として切望された別居制度の創設(夫婦同居義務の免除)については、一九一四年三月二二日の法律によって実現され、モテレートながらも離婚法改革の一步となった。⁵⁾ けれども、長い時間と労力を掛けて草案を準備してきた経緯を考えれば、これらは俊しい成果と言わざるを得ない。⁶⁾

こつした事情は、後の世代の草案に対する関心を著しく減殺する方向に働いた。起草者が歴史法学の影響の下に法による社会改革を虚妄と斥け、時代の流れを追いかけること、時代を民法典に取り込むことを編纂目標と定めたことも、

こういう消極的評価を助長している。すでに冒頭で触れたように、帝政末の法典編纂事業に対する過去の研究の蓄積は貧しい。

しかし民法典の起草において見ておくべきは、実現の機会がないまま終わった水面下の構想の側にある。法典の編纂を促したのは、直接には民法集成に内在する種々の欠陥だったけれども、これは起草過程の通奏低音をなすに過ぎない。その先に、この草案を性格つけた様々なモチーフが交錯している。そこでバックボーンをなしているのは、「大改革」を経て液状化が進む過去の社会秩序である。草案第一分冊が「身分」に代わって「人一般」を法的人格の基礎としたこと、商人身分の法という商法観の否定に立つて民商二法の統一論を展開したこと、「国民の民法」を標榜し、たとえ形式的にせよそこに慣習法も取り込んで、現にある全ての社会関係を民法典に包摂しようと努めたことなど、何れもロシアが時代に見合つた生活秩序を構築していく試みとなった。それはまた、帝国の国境線の確定という新しい国際環境に直面して、「領土」や「国民」といった概念を対自化するよう迫られたこの国の課題とも重なっている。しかも知的財産法の例が示しているように、ロシアが国際社会に伍していくには、こういう模索が不可欠であった。この過程で、登記制度の導入や婚姻法の改革など、遅ればせながら近代法の整備も進められたのである。従って、敢えて踏み込んで単純化すれば、法典編纂の過程からは「国民化」「国際化」「近代化」という、今なおロシアが向き合っている問題群が浮上してくる。

編纂事業の背後に流れるこれらの旋律を聴き分けつつ、草案に凝縮された世紀末ロシアの生活世界を再構成し、作品としての民法典を読み解く作業は、未だ本格的にはなされていない。そのためには、個々の法領域に即する形で、実証的な検討を積み重ねなければならぬだろう。本稿は民法典編纂史を概観して、編纂過程で現れた論点や編纂資料の状況を整理したに過ぎない。全ては今後に委ねられている。

- (1) Всеполднейший доклад министра юстиции о закрытии Редакционной комиссии по составлению проекта гражданского уложения // Журнал Министерства юстиции, 1906, No.1, стр.65. 緊急の対処が必要として一九八〇～一九九一年に上程された諸法案のうち、婚外子の地位の改善だけが革命の嵐を免れて法制化を見た。一九〇二年三月二日法である(ПСЗ, собр.з., т.22, No.21566, 1902 6/3)。その内容については、「近代ロシアの婚外出生」一五〇～五六頁を参照。
 - (2) Гражданское уложение. Кн.5. Обязательственное право. Циф. 1913. これは Вестник гражданского права, 1913, No.6, 7, 8, 1914, No.1, 2, 3, 4, 5 に再録されている。
 - (3) このうち登記改革については、保田教授が第四国会での審議の模様を紹介している。保田孝一「国家権力・共同体・所有権近代化——ロシアにおける登記制改革の問題——」『思想』第六五四号、一九七八年(保田孝一「ロシアの共同体と市民社会」岡山大学文学部研究叢書8、一九九三年、に再録)。
 - (4) ПСЗ, собр.з., т.31, No.34935, 1911 3/20.
 - (5) СУ, 1914, No.76, ст.902.
 - (6) 草案が蹉跌したことは、互いに密接に関連する二つの研究課題を提起している。一つは議会の開設で逆に改革が行き詰まるというパラドックスの歴史的评价で、このように立法手続の変更のために成立の機会を持ち得ぬままに頓挫した改革案は、実は民法典草案に限らない。司法省所管の法令では、法相ムラヴィヨフが一八九四年から推進していた裁判諸法の見直し作業など、その重要な例である。しかし第一章で述べたように、いくつかの「対決法案」を別にすれば、各省庁の内部で準備され結局埋もれたままに終わった種々の構想を掘り起こす作業は、現在も大半が手つかずである。
- 第二は法典編纂を推進する政治的意思の解明で、草案が議会の審議に晒される〇六年以降となれば、これはなおさらのことである。歩んだキャリアも年齢も近く、気心の知れた実務家同士が作業を進めた起草小委員会時代ですら、二つのスピントフ作業に見るように、編纂事業は時々の政策課題に振り回され迷走することを免れなかった。事業の完遂を図るには政治の強力なリーダーシップを必要とするが、物理・数学部の出身で、改革志向が強く法を政策の実現手段と考えていた首相ストルイビンが、歴史の流れに寄り添つことを目標にした草案の理念に果たしてどこまで共鳴したのか、刑事法の専門家である法相シチエグロヴィートフに民法典全体の成立に向けた意欲がどこまであったのか、——これらが今後問われなければならないだろう。